

京田辺市地域福祉活動計画

お互いさんの心で築く 人にやさしいまち 京田辺

－ ともに生き 市民が主役

民間と行政と連携した 福祉の地域(まち)をめざして －

平成20年(2008年)3月

社会福祉法人 京田辺市社会福祉協議会



はじめに

本年度の重点事業でありました「京田辺市地域福祉活動計画」が、多くの市民の皆様のご支援、ご協力により策定することができました。

「地域福祉」といっても多くの市民の皆様にはなかなかわかりにくく、意識しにくいものですが、少子高齢化が急速に進み、住み慣れた地域において福祉援助や福祉サービスの充実がはかられる中で、個々の生活やまちづくりを進めていく上で、意識されるようになり、果たすべき役割も重要なものとなってきています。

地域福祉は、地域住民をはじめ行政機関や地域で活動する様々な組織や団体が連携し、福祉課題を共有し合い、各々の役割や特性を活かして、地域社会や市民福祉の発展のために取り組む活動です。

今回の計画の策定にあたっては、懇談やワークショップという形で、市内で福祉活動に携わる市民の方々にご参加いただき、各々の立場で、日常の暮らしや地域生活における様々な福祉課題についてのご意見を頂戴しました。心よりお礼申し上げます。

すでに京田辺市で策定された「地域福祉計画」との連動をはかりながら、皆様から寄せられた貴重な意見を福祉課題として集約をし、それをもとに地域福祉の取り組みや将来の方向性、市民の皆様や各関係団体と連携して取り組んでいきたい活動内容などを具体的にお示ししたものが、「地域福祉活動計画」です。

これからの社会福祉協議会の事業は、この計画を中心に進めていきます。市民の皆様にご理解をいただきながら、地域福祉やその活動にご支援いただけるよう取り組んでまいりますので、積極的な参加とご協力をお願いいたします。

結びにあたり、本計画の策定に際し、ご尽力をいただきました地域関係団体の皆様をはじめ、地域福祉活動計画策定委員会の皆様ならびに数多くの会合を重ねていただきました作業部会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成20年3月

社会福祉法人 京田辺市社会福祉協議会
会 長 村 上 喜 重

市民が主役、民間と行政の連携で地域福祉を推進しよう

京田辺市地域福祉活動計画（「活動計画」）は、平成20年（2008年）3月、京田辺市社会福祉協議会（京田辺市社協）第6回京田辺市地域福祉活動計画策定委員会（策定委員会）で決定されました。この活動計画は、平成19年（2007年）1月、策定委員会設置、同年3月作業部会設置以来、1年2か月間に策定委員会6回、作業部会は実に23回にわたって、市民参加と職員参加を積み重ね、手間暇をかけて、手づくりで策定されました。この活動計画は、これに先立って平成18年度に策定済みの京田辺市の行政計画、「京田辺市地域福祉計画」の方向づけに応じて策定されたものです。

活動計画の策定に向け、三段階を経過しました。第一段階は市民参加・職員参加による地域福祉の現状把握で、当事者・関係団体懇談会9団体、地域懇談会12地域、ボランティア・ワークショップ、社協職員グループ・ディスカッション、地域の分析と類型化（40区・自治会を6地域グループに分類）、住民アンケート調査報告書の活用などが行われました。第二段階は地域福祉課題の整理と重点課題の選定で、生活のしづらさと活動の課題、市社協福祉サービスの提供課題を整理するとともに、重点課題として①小地域での要配慮者の見守り活動の仕組みづくり、②男性・若い世代のボランティア育成、③ボランティア・コーディネート機能の充実、が選定されました。第三段階は基本計画・実施計画の策定、重点事業の具体化で、場当たり主義ではなく、中期の見通しのもとに計画的に着実に実行する方向づけと方策がまとめられました。

こうして策定された活動計画の枠組みと内容は次の通りです。

1) 計画の目的・意義

地域福祉推進への社協の方向性や具体的取り組みをまとめるものです。

2) 計画の位置づけ

京田辺市行政の「地域福祉計画」と基本理念を共有し、民間の立場から連動・補完する関係にあります。

3) 計画の期間

平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5か年計画です。

4) 基本計画

①基本理念

「お互いさんの心で築く 人にやさしいまち 京田辺

—ともに生き 市民が主役 民間と行政と連携した 福祉の地域（まち）をめざして—

②基本目標

- ・基本目標1 安心して暮らせる^{まち}地域づくり
- ・基本目標2 支えあいの心と担い手づくり
- ・基本目標3 きずなのある関係づくり
- ・基本目標4 安定した生活づくり
- ・基本目標5 福祉を進めるための基盤強化

③基本計画

「見守り活動の推進」をはじめ18の柱から構成されています。

④実施計画

- ・事業の柱 「地域福祉活動の担い手づくり」をはじめ36項目の構成。
- ・具体的な事業 「地域ボランティア養成講座、研修事業」をはじめ80項目。
- ・計画実施の期間 5か年間の継続・検討・実施スケジュールを表示。
- ・期待される担い手 具体的な事業ごとに役割が期待される団体・グループなどを例示。

⑤重点事業

前記3事業を重点事業として優先的に取り組むとしています。

⑥行政への提言

「地域懇談会から浮き彫りになった課題」をもとに、民間では対応できず、行政が担当すべき課題として、1「まちなハード面の整備」、2「安定した暮らしの支援」、3「福祉サービスの整備」、4「緊急時・災害時の対策」、5「地域活動の環境整備」の5課題を提言にまとめています。

⑦地域福祉活動計画のPRと推進体制

活動計画を市民の皆様にPRするとともに、活動計画を着実に実施するため、活動計画推進委員会を平成20年度に設置し、計画の進捗管理と評価、見直しを行うとしています。

以上のような活動計画の策定によって、行政の地域福祉計画と相俟^{あいま}って、市民だれもが住み慣れた地域で、安心して共に暮らし続けられるよう、市民が主役となり、民間と行政とが連携して地域福祉を推進していく方向づけが明確かつ具体的に示されたといえます。

市民の皆様には一人でも多くこの活動計画を知っていただき、身近な地域での福祉問題を住民共通課題として取り上げ、解決のための福祉活動に積極的に参画していただきたいと切望いたします。

最後になりましたが、1年2か月間、活動計画策定のために熱心にご尽力下さった策定委員会および作業部会委員各位、市社協役職員の方々、種々ご協力を賜った地域・関係団体の皆様に対し心より深く感謝を申し上げます。

平成20年3月

京田辺市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 井 岡 勉 (同志社大学名誉教授)

部会長あいさつ

“理想郷”を描く地域福祉活動

1年余りの計画策定作業をふりかえると、現状把握のために行った地域懇談会や策定委員会、作業部会で参加者、委員の皆さんがとても積極的に日頃の思いをぶつけてくださったことがとても印象的でした。多くの住民、関係者の皆さんにご参加いただいたこれらの取り組みが形式的なもので終わらず、それぞれの思いを発信し、また受けとめ合う場になったことは、地域福祉活動計画を策定するうえで、非常に有意義でした。

また、地域懇談会では、区・自治会や社協分会の役員、民生児童委員の方々が地域の福祉のために試行錯誤を重ね、独自の工夫を展開しておられる様子をお伺いすることができ、身近な地域で支えあいの文化が培われていることにとっても感銘を受けました。地域によっては、その懇談会の場で今後の取り組みについて知恵を絞る場面もあり、これぞ住民懇談会といえるものとなりました。

本計画の策定過程を通して知ることのできたもう一つの重要なことは、障害者やそのご家族が地域の方々に障害のこと、障害をもちながら生きることの大変さを知ってもらいたいという強い願いをもっておられることです。このような願いを市社協、地域でしっかり受けとめ、取り組んでいってこそ、「だれもが」安心して暮らすことのできる福祉のまちにつながると思います。

地域福祉活動はつねに、地域に暮らす方々、とくに暮らしにくさや不安を抱えている方々の実状や気持ちに寄り添いながら展開することが大切です。そのためには、今回の計画策定で開催したような懇談会のような場が今後も市内のあちらこちらで開催され、各地域、団体が独自に具体的なアクション（行動・活動）を起こしていけるような仕掛けが是非とも必要です。その意味でも、今回の懇談会やワークショップなどは今後の京田辺市での地域福祉活動の足がかりになったのではないのでしょうか。

あなたにとって「住み続けたいまち」はどんなまちですか？

“理想郷”を描き、それに向かって仲間の輪を広げる。地域福祉活動にはそれが不可欠です。今回策定した計画が皆さんの参加と協力を得て実践され、5年後、京田辺市が皆さんの抱く“理想郷”に少しでも近づいていることを願っています。

平成20年3月

京田辺市地域福祉活動計画策定作業部会

部会長 小田川 華子（花園大学専任講師）

目 次

序章 京田辺市地域福祉活動計画の策定について	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 地域福祉活動計画の趣旨	2
第3節 計画の策定過程	3
1. 策定にあたった策定委員会と作業部会	3
2. 多くの住民の参加を得て行った現状把握	3
3. 策定過程で大切にしたい関係づくり	4
4. 各地域の特徴をとらえた地域類型化	4
5. 現在の課題の整理と重点課題の選定	4
6. 基本計画、実施計画および重点事業の具体化	5
7. 地域福祉活動計画の啓発と推進体制	5
第1章 京田辺市の現状と福祉課題	7
第1節 地域の類型化について	7
1. なぜ地域類型化をするのか	7
2. 地域類型化の手順と指標	7
3. 地域類型	8
第2節 現状把握のための取り組みについて	12
1. 当事者懇談会	12
2. 地域懇談会（その1）	14
3. 地域懇談会（その2）見守り活動に関する懇談会の開催	16
4. ボランティアとのワークショップ	17
5. 社協役職員によるグループディスカッション	19
第3節 懇談会等から浮き彫りとなった課題や問題点	20
1. どのような生活のしづらさがあるか	20
2. どのような活動の課題があるのか	22
3. どのようなサービス提供の問題があるか（社協のサービス事業部門）	24

第2章 基本計画と実施計画・重点事業	25
第1節 計画の構成	25
第2節 基本計画	26
1. 基本理念	26
2. 基本目標	26
3. 基本計画の内容及び進捗管理、評価計画	28
第3節 実施計画	43
1. 実施計画表の見方	43
2. 実施計画表	44
第4節 重点事業	54
重点事業1 小地域での見守りの仕組みづくり	54
重点事業2 男性ならびに若い世代のボランティアの育成・確保	59
重点事業3 ボランティア・コーディネート機能の充実	60
第3章 行政への提言	63
第1節 計画策定過程で得られた市民の声にもとづく京田辺市への提言	63
資料編	
資料1 地域福祉活動計画策定委員会の設置要綱	1
資料2 地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	3
資料3 地域福祉活動計画策定作業部会 作業部員名簿	4
資料4 地域福祉活動計画策定委員会・作業部会の会議日程と内容一覧	5

序章 京田辺市地域福祉活動計画の策定について

第1節 計画策定の背景

急速な勢いで発展した経済の成長とともに少子高齢化や核家族化が進みました。時代の流れとともに、こうした傾向がますます進んでいき、日々の生活に不安を抱えながら、地域社会から孤立する高齢者や障害者、介護や育児に悩み、不安を抱える家族などが増えています。それに加えて、地域の住民同士の関係が希薄化し、組織的な活動離れも進むなど、支え合いや助け合いの意識、活動が低くなるにつれ、福祉課題は複雑多様化していきました。

家族の形態や人口の減少化、世代の構成変化、地域社会のあり方など社会福祉を支えていた仕組みが大きく変わり、日常生活や地域生活における様々な福祉課題が深刻化、社会問題化してきました。生活の中で起こる様々な福祉課題は、家族や親類はもちろんのこと身近な住民同士の関係で支えられる仕組みとなり、解決されていたのです。こうした流れと重なって、個々の社会福祉に対する関心は高くなり、個人の尊厳やノーマライゼーション、地域志向といった意識とともに、ボランティア活動が社会的に広がりました。これまでの社会福祉の理念や仕組みでは追いつかなくなり、こうした意向を尊重した社会福祉制度のしくみづくりがここ近年で急速に進められています。

平成12年に改正された社会福祉法の基本理念において、「個人の尊厳の保持」や「自立支援」、「利用者本位の福祉サービスの提供」とともに「地域福祉の推進」とされ、地域や在宅における福祉援助、福祉サービスの充実をはかっていくとともに、ひとりひとりの生活の拠点である地域の福祉の充実をはかることが、これからの新しい社会福祉の形となってきました。

地域福祉を推進していくためには、担い手である地域住民とともに区・自治会、当事者団体、社会福祉施設や機関、そして行政とも連携して、各々の役割を活かし合いながら取り組んでいかなければなりません。そのためにも地域の実情を把握して、福祉課題を共有しあい、方向性や取り組みを具体的に示した地域福祉の推進を目的とした計画づくりが進められています。

第2節 地域福祉活動計画の趣旨

高齢者や障害のある人、子どもたち、ひとり親世帯など、地域には日常生活や地域生活を送っていく上で、様々な困難を抱えている人がおられます。

住み慣れた地域で自分らしく生きるということは、みんなの願いです。それを実現し・具体化していくためには、公的な援助やサービスの充実化とともに、誰もが安心して生活できる環境づくりや地域の福祉力の向上をはかるなど、地域福祉を高める取り組みを進めていかなければなりません。

地域福祉は、地域社会における助け合いの意識、豊かな人間関係、日常的な支え合いから生まれ、育まれていきます。

そのためには、地域住民をはじめとする地域で活動する様々な団体や福祉施設、行政機関などが地域福祉の担い手として、問題意識を共有し合い、連携・協働して取り組んでいかなければなりません。

京田辺市においても社会福祉法の理念に基づいた「地域福祉計画」が平成17年度末に策定され、公的な機関として地域福祉を推進するための方向性や具体的な形が示されるなど、「地域福祉」をこれまで以上に公民一体となって取り組んでいくものとして明確に位置付けられました。

長年にわたり「地域福祉の担い手」として活動してきた本会では、ボランティア活動や小地域福祉活動、地域生活支援など住民本位の住民参加による福祉活動に取り組んできました。今回の「地域福祉活動計画」の策定を通じて、「地域福祉の推進役」として、地域社会を巻き込んだ福祉活動を実践し、人と人、人と地域がつながる地域づくりに努めて、計画の実現に向け取り組んでいきます。

第3節 計画の策定過程

1. 策定にあたった策定委員会と作業部会

本計画の策定にあたり、京田辺市地域福祉活動計画策定委員会と策定作業部会をそれぞれ平成19年1月と3月に設置し、策定作業を進めてきました。本計画が完成した平成20年3月までに、実に23回にわたる作業部会と6回の策定委員会を開催し、地域福祉の現状把握、課題の整理、計画の具体化という3つの段階を経ながら協議を続けてきました。

策定委員会と作業部会には当事者団体、民生児童委員協議会、ボランティア団体、福祉関係事業者、市福祉担当部局の代表者、社協地域役員など日頃から地域福祉に関わって仕事や活動をされている方々にご参加いただき、毎回、熱い思いを込めた意見交換が行われました。以下、本計画の策定経過について3つの段階を追って説明します。

2. 多くの住民の参加を得て行った現状把握

計画策定の第一段階である現状把握においては、今、どのような暮らしぶりがあるのか、それはどのような地域のどのような方々が特に感じられるのかを明らかにするとともに、現在、取り組まれている関係団体や地域での活動の状況についても明らかにするため、作業部会が中心になり、次のような4つの方法で取り組みを行いました。できる限り地域の方々の生の声に耳を傾け、受け止めていくことを重視し、①当事者関係団体との懇談会（9団体）や②分会あるいは支部ごとに社協分会役員、区・自治会役員、民生児童委員などとの懇談会（12地域）を実施したほか、③社会福祉協議会に登録しているボランティア団体のメンバーに集まっていたいただいてワークショップ（2回）を行いました。また、④福祉サービスを利用している方々の地域生活支援の現状と課題について検討するため、市社協職員（福祉サービス事業部門および事務局）と理事によるグループディスカッションなどを行いました。

とりわけ地域懇談会については、全ての地域（支部・分会）で開催することを目標にし、各地域事情に配慮して分会単位でも行うことにしたため、4ヶ月間かけて12地域での開催となりましたが、地域ごとに細かく実情

平成19年
1月
策定委員会の
立ち上げ

3月
作業部会の立
ち上げ

5～7月
当事者・関係団
体懇談会

6～9月
地域懇談会

6～7月
ボランティア・
ワークショップ

6月
社協役員グル
ープディス
カッション

やご意見を伺うことができました。また、当事者団体との懇談会で聞かれた意見を地域懇談会で紹介するなど、特に生活のしづらさを抱えている方々の声を地域に投げかける機会にもなりました。

3. 策定過程で大切にしたい関係づくり

作業部会では、生活課題に対応する活動計画を立てるというだけでなく、様々な取り組みを通して関係者、団体が意見交換をし、相互理解の下に協力関係を築いていけることや、意見交換をすることで現在の地域福祉の課題についての認識や問題意識の共有をはかっていくことも大切にしてきました。その意味でも、懇談会やワークショップは非常に有意義な取り組みとなり、参加者の皆さんから、今後も開催をして欲しいとの声を聞くことができました。

4. 各地域の特徴をとらえた地域類型化

また、地域福祉活動を進めていくには各地域の特徴を把握し、それに合ったやり方で進めていくことが大切です。そこで、主として統計資料をもとに区・自治会ごとの特徴を明らかにし、似た傾向をもつ地域をグループに分け、類型化する試みをしました。その結果、40の区・自治会を6つのグループに分けることができました。

5. 現在の課題の整理と重点課題の選定

計画策定の第二段階では、現状把握のための懇談会やワークショップなどで出された意見やそれらを集約する作業部会、策定委員会での協議のなかで出された意見をもとに、京田辺市における現在の地域福祉課題を整理しました。その際、(1)どのような生活しづらさがあるのか、(2)地域福祉活動を展開するなかでどのような活動の課題があるのか、(3)市社協が福祉サービスを提供していくうえでどのような課題があるのか、という3つの観点から課題整理を行いました。

また、本計画では、現在の課題のなかでも特に重視しなければならないものを3つ選び、それに対応するための取り組み方法を検討し、重点事業として位置づけることにしました。その重点課題は、①小地域での要配

9～11月
地域分析と
地域類型化

10～11月
課題整理と重
点課題の選定

慮者の見守り活動の仕組みづくり、②ボランティア・コーディネート機能の充実、③男性および若い世代のボランティアの育成の3つです。

6. 基本計画、実施計画および重点事業の具体化

計画策定の第三段階では、今後の地域福祉活動の推進方針を示す基本計画と実際に計画を実施していく段取りを示す実施計画を具体化する作業をしました。実施計画で示した具体的事業については、地域の様々な担い手の理解を得て協力して取り組みやすいよう、スケジュール、役割が期待される団体・グループなども設定しました。

今回の計画の注目点である重点事業の一つ目、見守り活動の仕組みづくりは多くの懇談会でその必要性が指摘されたことから、緊急かつ最優先課題であるとの認識のもと、作業部会で特に時間をかけて協議を重ねました。この活動は区・自治会を単位とする小地域での取り組みになることから、概要がある程度固まったところで2つの地域と懇談会をもち、そこで出された意見を踏まえて最終的な見守り活動案としてまとめました。

二つ目、三つ目の重点課題であるボランティア・コーディネート機能の充実と男性および若い世代のボランティアの育成については、ボランティア・ワークショップなどをふり返りながら、作業部会でさらに課題整理を行い、事業の具体化を進めました。

7. 地域福祉活動計画の啓発と推進体制

以上のような経過を経て策定された本計画は平成20年3月6日の策定委員会にて承認を得ることができました。策定過程についてはこれまでも社協広報などで啓発してきましたが、出来上がった計画を広く市民の皆さんに知っていただくために、3月22日に開催した社会福祉大会でアピールしたほか、今後も各地域で紹介し、多くの方々の理解と協力が得られるよう努めていきます。

また、本計画を着実に実施するため、進捗管理と評価、見直しを進めて、それを担当する内部組織についても検討していきます。

11月～平成20年2月
重点事業の具体化

12月
見守り活動に関する地域懇談会

11月～平成20年1月
基本計画の具体化

平成20年1～3月
実施計画の具体化

3月
社会福祉大会

第1節 地域の類型化について

1. なぜ地域類型化をするのか

京田辺市の中には、高齢者世帯の多い地域や子どものいる家庭の多い地域などさまざまな地域があり、地域によって住民が抱える生活不安や生活問題の傾向も異なります。また、近所づきあいや地域の問題への対応の仕方も地域によって異なります。地域福祉を充実していくには、こうした地域ごとの特徴を踏まえてすすめていく必要があることから、市内の各地域を同じような特徴をもついくつかのグループに類型化することにしました。

現在、京田辺市社協では市内を8つの支部に分け、その下部組織として、区・自治会単位で分会を設けていますが、一つの支部内にさまざまな特徴の分会が混在しており、生活問題の傾向をつかんだり、地域福祉活動の進め方を支部ごとに検討するには難しさが伴います。そこで、地域類型を設定して、地域間の違いに配慮した活動展開を検討したり、同じ類型に属する地域の取り組みを分析することにより、地域福祉を推進することが可能になります。

2. 地域類型化の手順と指標

地域類型化は活動の単位である分会ごとに行うのが望ましいですが、各地域の特性を分析するにあたって活用した統計資料の都合上、区・自治会単位のデータにもとづいて地域類型化を行うことになりました。

まず、(a)1985年以降の世帯数の増加率、(b)共同住宅率、(c)農業従事者の割合にもとづき、(Ⅰ)農山村地域、(Ⅱ)府営田辺団地、(Ⅲ)新興住宅地域、の3つの類型を設定しました。(Ⅲ)新興住宅地域については、主として開発された時期を参考に、2つのグループに分けました。

次に、(a)(b)(c)の指標では特徴をつかむことのできなかつた残りの地域群を4つ目の類型、(Ⅳ)旧村と新興住宅地の混合地域としました。しかしながら、ここには非常に多くの地域が含まれるため、地域ごとの世帯数規模を手がかりに、2つのグループに分けました。

3. 地域類型

4 つに分けられた地域類型の特徴は、以下のとおりです。

第Ⅰ類型 農山村地域

【区・自治会】 松井・西八・東林・岡村・三野・飯岡・多々羅・普賢寺・水取・天王・高船・打田・宮ノ口

- 【特徴】
- ・農業に従事する人が多い
 - ・三世代世帯が多い
 - ・高齢化率が高い
 - ・1985年以降の世帯数の増加がほぼ1.2倍以内にとどまっている

第Ⅱ類型 府営田辺団地

【区・自治会】 府営田辺団地連合

【特徴】 府営住宅のみで構成されている

第Ⅲ類型 新興住宅地域

Ⅲ-① 成熟した住宅街

【区・自治会】 松井ヶ丘・大住ヶ丘連合・健康村・同志社住宅地・新田辺西住宅・河原・新田辺東住宅

- 【特徴】
- ・1970年～80年代頃にある程度まとまった規模で開発された新興住宅地域（松井ヶ丘・大住ヶ丘・同志社住宅地・新田辺西住宅・新田辺東住宅）
 - ・ある程度まとまった規模の新興住宅地と旧村の混合地域（健康村・河原）

Ⅲ-② 新しい新興住宅地域

【区・自治会】 山手南・山手東自治連合会・花住坂・健康ヶ丘

- 【特徴】
- ・1985年以降の世帯数の増加が3.0倍以上
 - ・1990年以降に開発された新興住宅地域（健康ヶ丘除く）
 - ・14歳未満の人口割合が20%以上と多い（花住坂除く）

第Ⅳ類型 旧村と新興住宅地の混合地域

Ⅳ-① 大規模な世帯数を擁する混合地域

【区・自治会】 薪・一休ヶ丘・田辺・興戸・草内・新興戸・東

【特徴】・地域単位の世帯数規模が大きい（500世帯以上）

- ・古くからの集落とその周辺の田畑や山地が宅地転換されて広がる住宅地域の混合地域

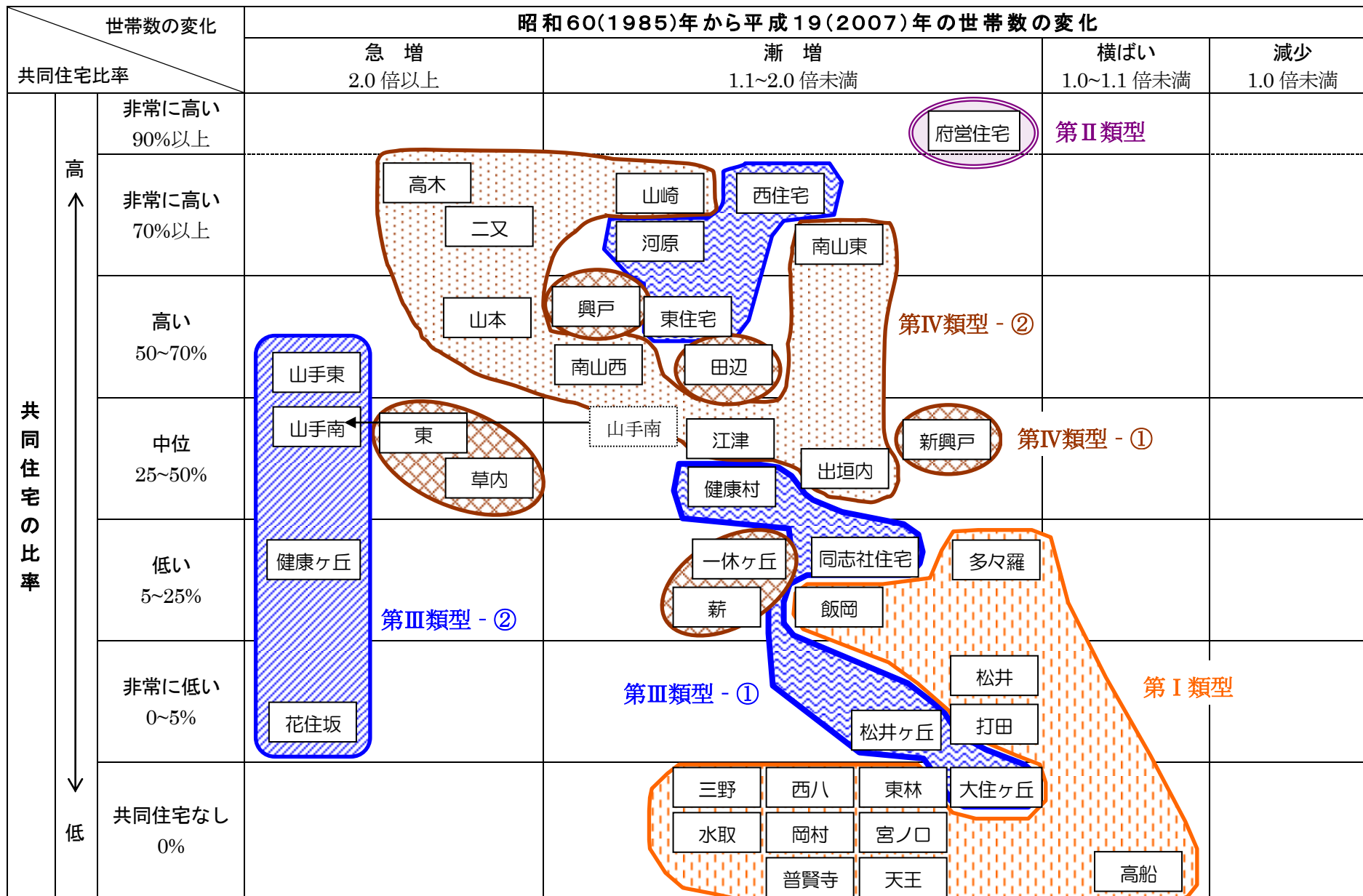
Ⅳ-② 比較的小規模な混合地域

【区・自治会】 高木・山本・二又・山崎・南山東・南山西・出垣内・江津

【特徴】・地域単位の世帯数規模が小さい（500世帯未満）

- ・古くからの集落とその周辺の田畑が宅地転換されて広がる住宅地域の混合地域

図表 1-1 確定した京田辺市の地域類型（世帯数の変化と共同住宅率からみた各区・自治会の分布）



【凡例】 =第Ⅰ類型 =第Ⅱ類型 =第Ⅲ類型① =第Ⅲ類型② =第Ⅳ類型① =第Ⅳ類型②

図表 1-2 地域類型化統計データ一覧表

地域類型	区分 □ 支部・自治会		人口			世帯				住宅		その他の指標				
			住基人口 2007.7.1	年齢3区分別割合(%)			世帯数 2007.4.1	平均世帯 人員	世帯構成		世帯数の変化(85-07年)		共同住宅比率		農業 農業従事 者(%)	女性の 就業率
				14歳未満	15~64歳	65歳以上			独居	三世帯	増減倍率 (07年÷85年)	3分類	割合(%)	6分類		
	総 数		61,035	15.6	67.0	17.4	23,218	2.63	33.2	6.9	1.83	漸増	41.4	-	2.7	39.6
I	大住第1	松井	797	11.2	61.7	27.1	244	3.27	10.6	41.4	1.11	漸増	1.5	非常に低い	18.4	40.7
		西八	430	8.4	60.9	30.7	148	2.91	10.4	24.6	1.17	漸増	0.0	共同住宅なし	24.3	32.5
		東林	262	9.5	58.4	32.1	82	3.20	9.3	36.0	1.14	漸増	0.0	共同住宅なし	27.3	45.5
		岡村	341	9.4	57.5	33.1	123	2.77	8.6	29.0	1.15	漸増	0.0	共同住宅なし	15.9	39.1
		三野	221	13.1	59.7	27.1	70	3.16	12.0	34.0	1.27	漸増	0.0	共同住宅なし	10.7	31.0
	草内	飯岡	540	7.2	62.8	30.0	199	2.71	15.0	32.7	1.28	漸増	5.7	低い	22.8	19.9
		宮ノ口	209	14.4	62.7	23.0	56	3.73	4.2	43.8	1.12	漸増	0.0	共同住宅なし	11.0	39.8
	普賢寺	多々羅	238	9.7	60.1	30.3	93	2.56	24.1	24.1	1.07	横ばい	20.3	低い	2.9	27.3
		普賢寺	290	11.7	59.7	28.6	89	3.26	8.6	47.1	1.16	漸増	0.0	共同住宅なし	9.4	45.2
		水取	373	12.3	62.2	25.5	127	2.94	11.4	19.0	1.32	漸増	0.0	共同住宅なし	13.3	42.5
		打田	320	11.9	57.5	30.6	104	3.08	7.8	35.6	1.11	漸増	1.1	非常に低い	9.2	38.9
		高船	150	14.7	65.3	20.0	38	3.95	3.1	53.1	1.00	横ばい	0.0	共同住宅なし	26.0	53.7
		天王	331	9.1	64.7	26.3	111	2.98	10.2	30.7	1.14	漸増	0.0	共同住宅なし	23.3	52.3
II	河原	府営団地	2,560	15.4	57.5	27.1	1,173	2.18	27.5	2.5	1.19	漸増	99.9	非常に高い	0.6	38.4
III-①	大住第1	松井ヶ丘	2,262	10.1	59.1	30.8	881	2.57	11.4	8.9	1.29	漸増	0.1	非常に低い	0.5	37.1
		健康村	1,631	15.1	67.3	17.5	624	2.61	18.6	8.1	1.58	漸増	26.5	中位	0.9	42.7
	大住第2	大住ヶ丘	4,331	8.2	72.2	19.6	1,629	2.66	9.0	4.8	1.08	横ばい	0.0	共同住宅なし	0.3	41.1
		田辺	790	15.9	67.3	16.7	324	2.44	65.2	1.9	1.51	漸増	74.2	非常に高い	0.4	29.4
	河原	河原	961	16.5	69.4	14.0	383	2.51	60.2	4.6	1.85	漸増	72.2	非常に高い	2.9	42.4
		東住宅	2,399	12.6	67.4	20.1	1,032	2.32	39.6	3.6	1.89	漸増	59.1	高い	0.3	41.2
	三山木	同志社住宅	273	7.7	59.3	33.0	119	2.29	34.8	6.8	1.24	漸増	22.3	低い	1.0	21.4
III-②	大住第1	山手東	2,944	20.4	69.6	10.0	1,033	2.85	15.4	5.3	3.70	急増	51.3	高い	0.0	41.2
		山手南	3,199	24.3	66.4	9.3	1,063	3.01	13.9	4.9	1.52	漸増	45.8	中位	0.0	41.5
	大住第2	健康ヶ丘	4,094	24.1	68.5	7.4	1,396	2.93	15.0	5.0	3.89	急増	21.3	低い	0.3	40.2
		花住坂	3,110	13.7	73.5	12.8	1,023	3.04	4.8	9.0	3.97	急増	0.4	非常に低い	0.4	43.1
IV-①	薪	薪	3,988	17.6	65.9	16.5	1,408	2.83	8.7	9.1	1.66	漸増	9.0	低い	3.1	43.1
		一休ヶ丘	2,836	16.7	63.4	19.9	1,064	2.67	13.6	7.6	1.58	漸増	14.1	低い	0.2	39.2
	田辺	田辺	3,597	15.0	64.6	20.4	1,453	2.48	50.7	6.4	1.58	漸増	55.2	高い	3.9	36.5
		興戸	2,866	17.8	68.6	13.6	1,111	2.58	63.3	4.5	1.93	漸増	65.8	高い	3.1	36.6
	草内	草内	2,375	19.3	66.7	14.1	863	2.75	21.7	7.2	2.02	急増	27.6	中位	2.5	42.9
		新興戸	1,974	11.7	68.4	20.0	795	2.48	29.6	5.3	1.39	漸増	31.1	中位	0.0	41.8
		東	5,603	16.1	72.4	11.5	2,021	2.77	23.7	6.2	2.37	急増	42.5	中位	1.8	45.8
IV-②	三山木	高木	796	16.7	69.8	13.4	329	2.42	76.3	3.5	2.35	急増	78.5	非常に高い	3.1	27.4
		山本	920	16.5	67.4	16.1	372	2.47	63.6	5.1	2.03	急増	62.6	高い	3.2	36.4
		二又	545	13.2	71.6	15.2	231	2.36	73.1	2.2	2.06	急増	71.6	非常に高い	0.9	43.6
		山崎	166	14.5	69.9	15.7	65	2.55	75.8	6.2	1.86	漸増	73.8	非常に高い	1.9	36.7
		南山東	947	9.3	69.8	20.9	453	2.09	72.6	2.9	1.25	漸増	71.5	非常に高い	2.0	31.5
		南山西	420	10.7	72.6	16.7	177	2.37	64.7	3.5	1.92	漸増	59.6	高い	4.4	47.0
		出垣内	301	16.3	64.8	18.9	109	2.76	39.0	11.0	1.45	漸増	34.7	中位	8.7	33.9
		江津	645	13.8	64.3	21.9	228	2.83	38.2	12.0	1.59	漸増	31.6	中位	5.1	46.9

第2節 現状把握のための取り組みについて

本計画の策定にあたり、現状把握のための取り組みとして、「当事者懇談会」、「地域懇談会」、「ボランティアとのワークショップ」、「社協役職員によるグループディスカッション」を開催しました。

1. 当事者懇談会

(1) 目的

障害者やその家族、ひとり親世帯など要配慮者の福祉課題や地域生活の現状、生活において困っていることなどを把握し、地域社会や福祉関係団体、機関との連携により支援や協力体制について検討するとともに意見交換をはかることを目的に懇談会を開催しました。



(2) 日程及び参加者数

当事者団体名	日時・場所	参加人数
京田辺市聴覚障害者協会	平成19年5月14日(月) 19:30~21:00 社会福祉センター	参加者17名 (うち作業部会7名)
京都府視覚障害者協会 京田辺支部	平成19年5月15日(火) 13:00~15:00 社会福祉センター	参加者13名 (うち作業部会7名)
京田辺市障害者生活支援センター 「ふらっと」	平成19年5月16日(水) 13:00~15:00 社会福祉センター	参加者11名 (うち作業部会9名)
やましろ子育てネットワーク	平成19年5月17日(木) 13:00~15:00 社会福祉センター	参加者15名 (うち作業部会6名)
ひとり暮らし老人の会「むつみ」	平成19年5月23日(水) 13:00~15:00 田辺中央公民館	参加者18名 (うち作業部会11名)
京田辺市障害児者父母の会 たなべ緑の風作業所	平成19年5月29日(火) 10:00~12:00 社会福祉センター	参加者20名 (うち作業部会7名)
京田辺市身体障害者協会	平成19年5月30日(水) 13:30~15:00 社会福祉センター	参加者17名 (うち作業部会8名)
ふくろう共働作業所	平成19年6月13日(水) 13:30~15:00 社会福祉センター	参加者7名 (うち作業部会6名)
京田辺母子会	平成19年7月21日(土) 19:00~20:00 社会福祉センター	参加者14名 (うち作業部会5名)

（3）懇談会の進め方

① オリエンテーション 事務局から懇談会の主旨説明

② 参加者による自己紹介

③ グループディスカッション

- あらかじめ用意した下記の質問内容をもとに作業部会及び事務局がファシリテーター（司会進行）となり、参加者に質問をしていく。もう少し掘り下げていきたい発言内容については、ファシリテーター及び作業部会委員から質問をしていく。
- 各参加者の質問項目については、用意した紙に記入、参加者全員に見えるように会場内に張り出し、共有化するとともに懇談会の最後の振り返りや活動計画の策定に役立てる。

<主な質問事項>

- 団体の活動内容や状況について
- 今お住まいの地域での暮らしやすさについて
- どのような支援が必要か
- 地域の活動に参加する機会について

（4）まとめ

約1時間半から2時間程度の時間でいろいろと発言された内容を、張り出された紙等を見ながら振り返り、まとめを行いました。



2. 地域懇談会（その1）

（1）目的

市民の社会福祉や地域福祉活動に関する意識の把握、地域の現状・福祉課題の集約、本計画の策定を通じて市民と協働してその課題解決に向けた取り組みや手立てを検討していくことを目的に、地域懇談会を開催しました。



（2）日程及び参加者数

支部・分会名	日時・場所	参加人数
河原支部・府宮田辺団地分会	平成 19 年 6 月 6 日（水） 19：30～21：00 田辺府宮団地第2集会所	参加者 24 名 （うち作業部会 6 名）
普賢寺支部	平成 19 年 6 月 23 日（土） 19：30～21：00 社会福祉センター	参加者 25 名 （うち作業部会 7 名）
大住第 1 支部	平成 19 年 6 月 30 日（土） 13：30～15：00 北部住民センター	参加者 35 名 （うち作業部会 9 名）
三山木支部	平成 19 年 7 月 1 日（日） 13：30～15：00 山本公民館	参加者 38 名 （うち作業部会 10 名）
薪支部 薪分会	平成 19 年 7 月 9 日（月） 13：30～15：00 薪公民館	参加者 19 名 （うち作業部会 7 名）
薪支部 一休ヶ丘分会	平成 19 年 7 月 18 日（水） 19：00～21：00 一休ヶ丘公民館	参加者 23 名 （うち作業部会 8 名）
河原支部 河原分会	平成 19 年 7 月 31 日（火） 19：30～21：00 河原公民館	参加者 23 名 （うち作業部会 8 名）
大住第 2 支部	平成 19 年 8 月 3 日（金） 19：30～21：00 健康ヶ丘公民館	参加者 42 名 （うち作業部会 7 名）
田辺支部	平成 19 年 9 月 13 日（木） 19：30～21：00 社会福祉センター	参加者 29 名 （うち作業部会 6 名）
草内支部 飯岡分会	平成 19 年 9 月 14 日（金） 20：00～21：00 飯岡公民館	参加者 10 名 （うち作業部会 5 名）
草内支部 新興戸分会	平成 19 年 9 月 20 日（木） 19：00～20：30 新興戸公民館	参加者 14 名 （うち作業部会 9 名）
草内支部 東分会	平成 19 年 9 月 22 日（土） 20：00～21：30 東田辺公民館	参加者 31 名 （うち作業部会 9 名）

(3) 懇談会の進め方

① オリエンテーション

作業部会においてあらかじめまとめられた地域の特徴と懇談会の開催の主旨説明を行う。

② 各地域の福祉活動の報告

地域（分会）の代表者から福祉活動の取り組み状況や課題に感じていることを報告していただく。

③ グループディスカッション

- ・当事者団体との懇談会と同様、ファシリテーター（司会進行）があらかじめ用意した下記の質問内容をもとに参加者にいろいろと意見を聞いていく。
- ・各参加者の意見等を紙に記入して参加者全員に見えるように会場に張り出す。

<主な質問事項>

- ・今お住まいの地域での暮らしやすさについて
- ・どのような支援が必要かについて
- ・地域の活動に参加する機会について

(4) まとめ

約1時間半から2時間程度の時間でいろいろと発言された内容を張り出した紙等を見ながら振り返り、まとめを行いました。



3. 地域懇談会（その2）見守り活動に関する懇談会の開催

（1）目的

当事者団体や地域懇談会、ワークショップなど様々な意見や課題を把握していく中で、高齢者や障害者など日常生活や地域生活において、ハンディキャップや不安などを抱える要配慮者に対する見守り活動に関して高い関心がありました。

見守り活動は、住民同士の関係づくりを踏まえて進められる活動で、互いを励まし合い、人間関係や信頼関係を築き、暮らしを豊かにする取り組みです。また、緊急時の支援や災害時に取り残されることがないように、近隣の人たちが助け合い、安心へとつながっていく活動です。今回の活動計画の策定をきっかけとして、各地域で見守り活動が進められていくよう、見守り活動の体制や進め方について作業部会で検討しましたが、実際こうした形で進めていけるかどうかについて、地域で活動している方々と意見を交換するために懇談会を開催しました。

（2）日程及び参加者数

支部・分会名	日時・場所	参加人数
河原支部 田辺府営団地分会	平成19年12月5日（水） 19：30～21：00 田辺府営団地第2集会所	参加者20名 （うち作業部会8名）
薪支部 一休ヶ丘分会	平成19年12月14日（金） 19：30～21：00 一休ヶ丘公民館	参加者24名 （うち作業部会5名）

4. ボランティアとのワークショップ

(1) 目的

地域福祉における支援活動を行っているボランティアグループが日頃から感じていることや福祉課題について把握し、これからのボランティア活動の方向性や活性化の方法について意識の共有化をはかることで、地域福祉活動を推進し、計画策定の基礎資料とすることを目的にボランティアとのワークショップを開催しました。

(2) 日程及び参加者数

日 時	場 所	参加人数・グループ
(1日目) 平成19年6月18日(月) 13:30~16:00	社会福祉センター	参加者39名(21グループ) (うち作業部会8名)
(2日目) 平成19年7月2日(月) 13:30~16:00	社会福祉センター	参加者34名(19グループ) (うち作業部会8名)

(3) ワークショップの進め方

【1日目】

参加者を事前に事務局で6つのグループに分け、進行、まとめ、発表と役割分担を各グループで決めて行いました。

- ① 地域福祉活動計画の主旨説明
- ② オリエンテーション
 - ・自己紹介(ボランティアを始めたきっかけややりがい等について)
- ③ グループ討議

<テーマ>

 - ・ボランティアグループで活動する中での悩みや課題について
 - ・ボランティア活動を地域に広めていくには



※ 1つのテーマについて30分程度時間を設け、ポストイットに各自意見を記入し、模造紙を使い、グループ討議及び意見をまとめる作業を行いました。

- ④ 発表

各グループより多くの意見が挙げられ、これをもとに2回目のテーマ設定を行いました。
- ⑤ まとめ

各グループの発表内容をもとに、進行役がテーマごとの講評を行いました。

【2日目】

1回目のワークショップをふまえ、新たに6つのグループ分けを行い、まとめと発表役、記録役を各グループで決定しました。

① オリエンテーション

- ・前回のワークショップの報告、テーマ設定について
- ・ワークショップの進め方の説明



② グループ討議

<テーマ>

- ・魅力ある広報の中身、工夫を考えよう！
- ・魅力あるボランティア講座の企画を考えよう！
(対象を①男性 ②団塊の世代 ③若い世代向けの講座に設定、振り分け)
- ・魅力ある交流会の内容を考えよう！

※ 1つのテーマについて30分程度時間を設け、ポストイットに各自意見を記入し、模造紙を使い、グループ討議及び意見をまとめる作業を行いました。

③ 発表

各グループの代表者が模造紙を使いながら、テーマごとに討議の内容について発表しました。

④ 意見交換

全てのグループの発表が終わり、各々感じたことや前回のグループワークの感想も含めて、意見の交換をはかりました。

⑤ まとめ

進行役から今回と前回のことも含め、課題などを整理し、まとめを行いました。



5. 社協役職員によるグループディスカッション

(1) 目的

社協役職員が集い、グループディスカッションにより住民の地域生活支援における課題について話し合い、社協として何を目指していくのか見出していくことを目的に、社協役職員によるグループディスカッションを開催しました。

(2) 日程及び参加者数

日 時	場 所	参加人数・グループ
平成 19 年6月 17 日 (日) 13:30~15:30	社会福祉センター	参加者 30 名 理事 12 名、職員 18 名

(3) ディスカッションの進め方

① ディスカッション

○理事のグループと職員のグループ（部署混合6～7人）に分けて、設定されたテーマについて意見交換をはかった。

○職員のグループのテーマ

- ・日常業務で関わっている利用者や相談者などの地域の暮らしを支えるにあたって、日頃感じている難しさは。
- ・どのような工夫・条件があれば理想的な仕事ができると思うか。

○理事のグループのテーマ

- ・社協が目指すべきもの。

② グループで出された意見や議論を発表

各グループの中で進められた話の内容を各々のグループの代表者がテーマごとに発表しました。

(4) まとめ

各々のグループから発表された内容について、小田川部会長から講評とまとめを行った後、井岡策定委員長から社協役員、職員への期待と今後の課題が示されました。

第3節 懇談会等から浮き彫りとなった課題や問題点

前節に記した懇談会等の取り組みから浮き彫りとなった地域福祉に関する課題や問題点を、「どのような生活のしづらさがあるのか」、「どのような活動の課題があるのか」、「どのようなサービス提供の問題があるのか」の3つに分類し、基本計画につながっていくように整理しました。

〔 〕内の標記

地 域・・・地域懇談会

当事者・・・当事者懇談会

ボランティア・・・ボランティアワークショップ

職 員・・・社協役職員によるグループディスカッション

1. どのような生活のしづらさがあるか

(1) まちのハード面について

- ・日常の買い物について。〔地域-旧村地域、当事者〕
(近くに食料品や日用品が購入できる店がない。
車がないと買い物など日常生活が不便。店まで自身で行くことができない。自分で買
い物がしたい。)
- ・公共施設など主要箇所への交通の便がよくない。〔地域〕
- ・交通の便がよくない。〔地域〕
- ・歩道が狭い。〔地域〕
- ・点字ブロックが必要なところに設置されていない。〔当事者-視覚障害者〕
- ・溝ふたのないところがある。〔当事者〕
- ・子どもの遊ぶ場所がない。〔地域〕
- ・公園がどこにあるかわからない。〔当事者-子育て支援〕
- ・公共施設にオムツを替えられるような場所が欲しい。〔当事者-子育て支援〕

(2) 地域での支えあいに関して

- ・家族、親族の関係が以前に比べ希薄化している。〔地域〕
- ・地域住民同士の関係が以前に比べ希薄化している。〔地域〕
- ・地域と馴染めない男性が多くなっている。〔地域〕
- ・地域と当事者の間が疎遠、孤独化。〔地域〕
- ・相談に乗ってくれる人がいない。〔当事者〕
- ・ボランティア連絡協議会に加入するグループが少ない。〔ボランティア〕

(3) 福祉サービスについて

- 社協や行政でのピアカウンセラーの設置。〔当事者〕
- 社会参加、文化活動を支援してくれるボランティアが必要。〔当事者〕
- 行政からの郵便物に関して、公的な機関からの文書とわかるような印などをつけてほしい。〔当事者-視覚障害者〕
- 読み書きサービスの実施。〔当事者-視覚障害者〕
- 子育てと仕事の両立ができるようにしてほしい。〔当事者-母子会〕
- 巡回バスが気軽に利用できればよい。〔地域、当事者、ボランティア〕
- 相談できる窓口について。〔当事者、職員〕

(4) 暮らしの面について

- 相談できる窓口が必要。〔当事者、職員〕
- 急な用事の時、遠方に行かないといけない時に、子どもがいて行きにくい。〔当事者〕
- 障害のある人は、親と同居のケースが多いが、将来、高齢である自分が亡くなってから後の子どもたちのことを心配している。〔当事者-作業所〕
- 就労場所がない。〔当事者〕
(在宅就労にあたって、経済的に余裕のない障害者にとって設備投資の負担は大きい。財源的な支援とともに企業の協力、理解が必要。)
- 情報が得られない。〔当事者〕
- 障害者の社会参加、居場所が少ない。〔当事者〕
- 障害者の地域生活課題や在住者がどのくらいいるのかわからない。〔地域〕
- 活動の場について。〔当事者〕
(地域の団体の活動に入れにくい。活動できる場所が少ない。他地域から転入してきた人は各団体の活動や住民福祉活動になかなか溶け込むことは難しい。精神障害者などの障害者が日常的に集まれる場所や活動できる場所がない。)

(5) 緊急時・災害時について

- 災害が起こった時が不安。避難所に手話通訳者の配置をしてほしい。
〔当事者-聴覚障害者〕
- メールで緊急の情報が得られるシステムづくりを整備してほしい。〔当事者-聴覚障害者〕
- 避難場所がわからない。〔当事者〕
- 避難所に誘導して欲しい。〔当事者〕
- 緊急時・災害時に支援してくれる人が近くにいない。〔当事者〕
- 夜間や緊急時に連絡がとれる機関や事業所がないので不安。〔当事者〕

2. どのような活動の課題があるのか

(1) 地域活動の内容や方法について

- 小地域活動推進のための支援の充実。〔地域〕
(助成金の額、活動内容の充実のはかり方、支援方法など)
- 子どもの居場所づくりの充実。〔地域、当事者〕
- 当事者（高齢者や障害のある人、子ども等）の把握やどのような支援が必要かがわからない。〔地域、ボランティア〕
- ボランティアと地域をつなげる関係が築けていないため、どのようなニーズがあり、支援が必要か、調整が困難。〔ボランティア〕
- 個人情報取り扱いについて慎重になっている傾向があり、要配慮者の把握や支援活動の足かせとなっている。〔地域、当事者〕
- 新旧住民の交流が難しい。〔地域〕
(宅地開発が進められて、転入してきた住民との関係づくりについて、苦慮している地域が多かった。マンションや団地などの集合住宅地と戸建てが混在する地域において自治会活動の運営に苦慮しているところが多い。)
- 世代間交流ができていない。〔当事者一子育て支援〕
- サロン活動への参加者が固定化している。〔地域〕
(関心があまりない。地域と馴染めない男性が多い。声かけをしても、遠慮をする。)
- 保守的な人が多く、新しいことをしようとしても協力が得にくい。〔地域〕

(2) 活動の担い手について

- 活動の担い手が少なくなっている。〔地域、当事者、ボランティア〕
(ボランティア活動への関心がない。若い人の活動離れ、関心がない。担い手が不足することにより会員の高齢化が進んでいる。)
- 役員の担い手がない。〔地域、当事者、ボランティア〕
(高齢化。子どもが大きくなると関わらなくなる。会員の減少。会員の伸び悩みによりリーダーになる方が固定されてきている。団体の役員になると負担が大きくなるため加入しづらい。)
- 役員の任期が短いことにより継続的活動が難しくなっている。〔地域〕
(区、自治会からの推薦であるため、分会長や福祉員が1年交代のところが多く、このような地域では、継続して活動〈ひとりの人がある活動に継続的に関わること〉ができなかったり、停滞したりするなど十分な活動ができない。)

(3) 組織運営について

- 各団体間の連携がとれていない。〔地域〕
 (区、自治会などの自治組織と社協の組織、老人会、子供会など各々が横のつながりを持つ事なく活動しているところがある。今回の懇談会を契機に、社協や民生児童委員、自治組織やその他の団体の活動がわかったとの声が多かった。)
- 大きな地域では組織的な活動が迅速に進めにくい。〔地域〕
- 民生児童委員の役割と負担の大きさ。〔地域〕
 (区、自治会ならびに社協の地域役員との仲介的な役割を担って頂いたり、地域福祉のリーダーとして地域福祉活動の企画や運営に携わっていただいたりと、民生児童委員の方々には大きな役割を果たして頂いている。しかし、区・自治会や社協分会と民生児童委員が連携して活動を進めるにあたり大きな課題が指摘されている。社協地域役員は民生児童委員に比べて地域福祉に関する知識や経験があまりないので、民生児童委員に依存する部分が大きくなり、民生児童委員本来の任務に加え、負担が大変大きくなってしまっている。
 また、民生児童委員でさえプライバシーや個人情報保護の問題のため活動しにくくなってきている。市民や団体側からの情報の把握が困難なため、行政から情報の発信をして欲しい。)
- 福祉活動に携わる人が、安心して活動できる体制（保険など）の充実が必要。〔地域〕

(4) ネットワークについて

- 地域で孤立している人が多いので、情報の共有と連携した対応に努める。〔地域〕
- 同様の活動をしている団体に情報がなかなかいかないで、ネットワークを強化したい。〔当事者〕
- ボランティア同士、当事者との交流がない。〔当事者、ボランティア〕

(5) 啓発について

- 社会福祉協議会の活動の啓発不足。〔地域〕
 (多くの地域において、社会福祉協議会の活動を知らなかったり、関心が低いなど、地域住民への啓発や理解を深めるための取り組みを求める意見が多数寄せられた。)
- 当事者団体の活動について、当事者になかなか理解してもらえない。〔当事者〕
- ボランティアや当事者団体の活動を当事者が知らない。〔当事者、ボランティア〕

（6）活動の拠点に関して

- 公民館機能としての整備が必要。〔地域〕
- 公民館を他の地域の人や団体以外にも使用できるように開放してほしい。〔当事者〕

3. どのようなサービス提供の問題があるか（社協のサービス事業部門）

- 積極的に関わろうとすると迷惑がられる。〔地域〕
（生活に困っている家庭に相談に応じ、助言したところ、誤解を招き反感を抱かれ、失敗した。自発的相談でないと住民で対応するのは難しい。）
- 当事者が遠慮がちである。〔地域、ボランティア〕
（サービスを受けることを「申し訳がない」、「恥ずかしい」と考えている方がおられる。）
- 社協の在宅サービス事業と地域での福祉活動の連携ができていない。〔職員〕
- 障害者にも高齢者と同様の配食による友愛活動をしてほしい。〔当事者〕

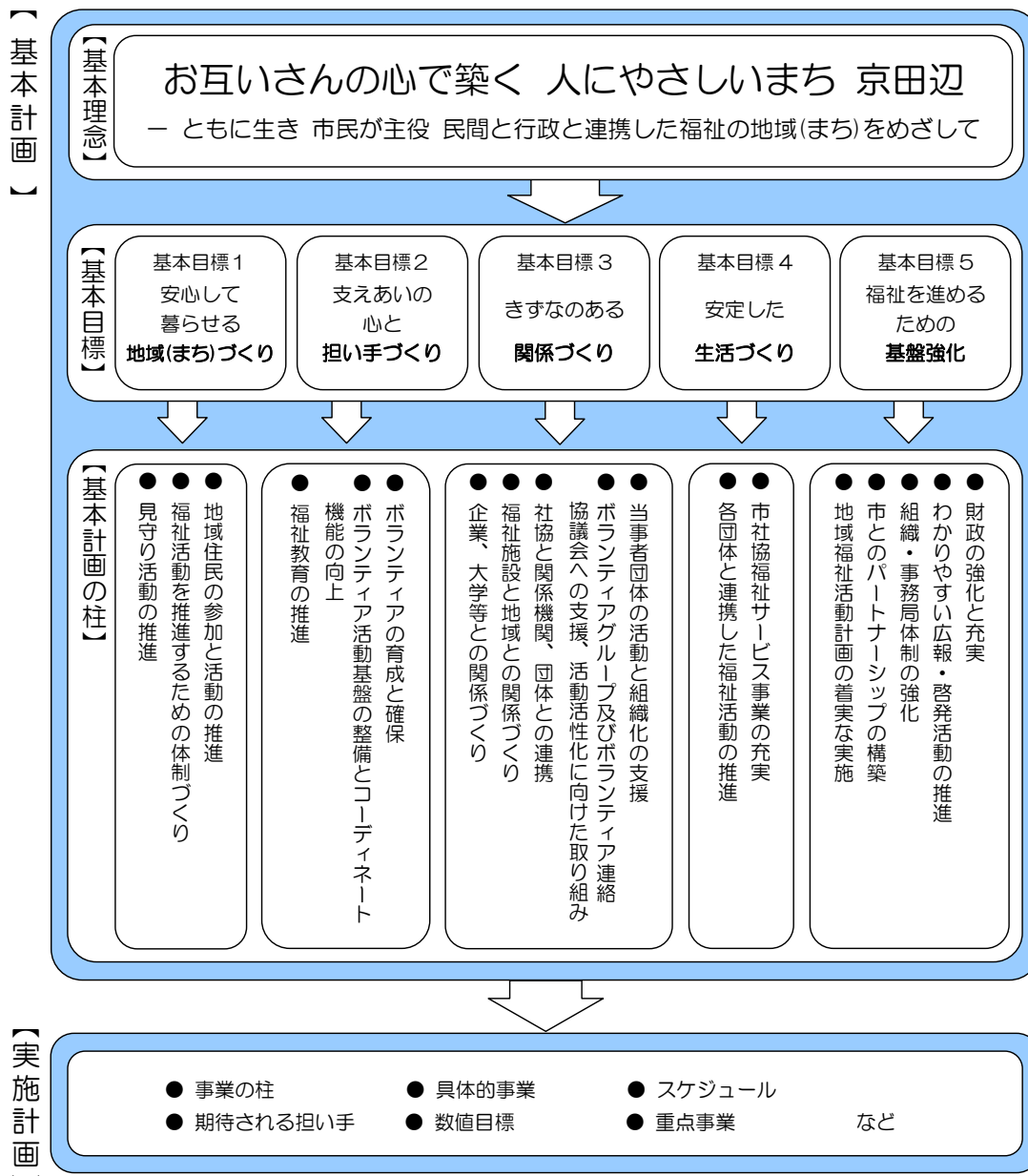
第1節 計画の構成

本計画は、大きく「基本計画」と「実施計画」との2つで構成しています。

基本計画は、「基本理念」と5つの「基本目標」、18の「基本計画の柱」によって構成しています。そして、基本計画を具体的に推進していくための事業や活動をまとめたものが「実施計画」であり、実施計画には、「事業の柱」、「具体的事業」、「スケジュール」、「期待される担い手」、「数値目標」、「重点事業」などがあります。

今回策定した計画の主な内容は下記のとおりです。

図表 2-1 計画の構成



第2節 基本計画

1. 基本理念

本計画全体の基本理念を以下のように設定します。

「お互いさんの心で築く 人にやさしいまち 京田辺」

— ともに生き 市民が主役 民間と行政と連携した 福祉の地域(まち)をめざして —

(1) ともに生きる

一人ひとりの暮らしは、みんなに支えられています。地域や生活の問題は個々の問題だけではなく、市民みんなの問題でもあります。お互いの人権を尊重し、お互いに尊敬し合い、みんながともに生きる地域(まち)をめざします。

(2) 市民が主役

一人ひとりの思いやりや助けあいの気持ちを大切にして、福祉活動への関心、参加をはかり、当事者活動、ボランティア活動や小地域福祉活動など市民が主役の福祉活動を支援、推進して、孤立することなく、安心して暮らせる地域(まち)をめざします。

(3) 民間と行政との連携

市が策定した「京田辺市地域福祉計画」との連動、補完をはかり、また連携し、市内関係機関、団体とも協働して、各々の役割を踏まえた地域福祉活動計画を実施することにより、福祉の地域(まち)をめざします。

2. 基本目標

【基本目標1】 安心して暮らせる地域(まち)づくり

地域住民への地域福祉に対する理解と関心を高め、福祉活動の参加と推進をはかります。

区・自治会をはじめ民生児童委員など小地域の福祉関係団体とのつながりや連携をさらに深めて、ふれあいサロン活動や見守り活動、地域を拠点とした地域住民による活動を支援、推進して、地域や住民同士の関係づくりを進め、日常生活や緊急時の助け合いをはかり、だれも孤立することがない、安心して暮らせる地域づくりに努めていきます。

【基本目標2】 支え合いの心と担い手づくり

ボランティア活動は、地域や暮らし、そして人を支える活動です。市民への啓発や機会の提供などを通じて、ボランティア活動への理解と参加促進をはかります。多様化する福祉ニーズやボランティアグループの活動基盤、発展につなげていくため男性や大学生などに焦点をあてたボランティアの確保などにも努めていきます。

また、これからを担う子どもたちへの福祉教育を推進し、「支え合い」の大切さと将来の担い手を育てていきます。

【基本目標3】 きずなのある関係づくり

複雑多様化する福祉課題に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを進めていくために、福祉課題や意識を共有し合いながら、市内で活動している団体や福祉サービスを提供する施設、機関の役割を活かした取り組みを検討し、実践していくなど、きずなのある関係づくりを進めていきます。

また、ボランティアやグループ間の交流を推進するなど関係づくりを進めて、連携の強化と組織化を推進し、ボランティア活動の活性化をはかっていきます。

【基本目標4】 安定した生活づくり

利用者本位のサービス提供をはかり、日々寄せられる様々な日常生活や介護に関する相談については、市民の立場にたった対応に努め、関係機関との連携をはかります。

また、高齢者や障害者の社会参加、地域参加のための活動を各種団体と連携、協力して検討、実践していきます。

【基本目標5】 福祉をすすめるための基盤強化

社協の活動は運営面や財政面において、市民をはじめ関係団体・機関や福祉施設、事業所などに支えられています。そのためにも、広報など啓発を進め、社協の活動への理解をはかり、社協会員の加入促進や共同募金活動の推進など地域福祉推進のための貴重な自主財源などにつなげていくとともに、民間助成を活用するなどして事業を進めていきます。

また、京田辺市地域福祉計画において、本会で進める様々な地域福祉活動について支援することとしており、本活動計画の策定を契機に、企画、運営面で市となお一層の連携、支援を得ながら進めていきます。年度ごとに地域福祉活動計画の進捗状況について評価し、必要に応じて見直すなど進行管理を行います。

3. 基本計画の内容及び進捗管理、評価計画

「基本計画の柱」について、「現状」、「これからの取り組み」、「事業の柱と具体的な事業」に整理します。

基本目標 1 安心して暮らせる地域づくり

【基本計画の柱 1】地域住民の参加と活動の推進

《現状》

分会の役員や民生児童委員などが中心になって地域の高齢者の交流を主な目的とするふれあいサロン活動などが開催されていますが、月に数回開かれる地域もあれば年に 1 回のみの地域もあります。また、参加者が支援の必要な方に偏る傾向がある、新しく移り住んできた人は参加しづらい、運営を担当する人の負担が大きいなどの課題が指摘されています。

したがって、今後は地域密着型のボランティアの裾野を広げ、プログラム内容を多様にし、より多くの方が楽しく参加できるプログラムにしていくことが望まれています。

《これからの取り組み》

今後は地域ボランティア養成講座などを開催し、小地域福祉活動の担い手の養成に力を入れていきます。

また、ふれあいサロン活動の内容をさらに魅力的かつ楽しいものにし、住民同士の豊かな関係づくりのきっかけとなるようなプログラムになるよう、企画、運営の相談にのるほか、助成金の交付や備品等の貸し出しも行います。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
①地域福祉活動の担い手づくり	◎地域ボランティア養成講座、研修事業の開催
②小地域福祉活動の推進と充実	・ふれあいサロン活動の推進 ・小地域福祉活動助成金の交付 ・活動備品の整備・充実

◎・・・新規事業

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

【基本計画の柱2】福祉活動を推進するための体制づくり

《現状》

核家族化が進み、家族や親類との関係が希薄化する中で、高齢者や障害者にとって、自分たちの周りに住む近所の人たちとの関わりや支援を必要とする人が多くおられます。

生活の拠点である地域において福祉活動を推進していくためには、地域住民はもちろん、区・自治会や民生児童委員、老人会等との連携なしにはできません。そのためにも、課題や意識を共有し合い、意思疎通をはかっていかなければなりません。啓発活動や小地域福祉活動等、様々な形で支援、協力を得ていますが、啓発不足等もあり、地域福祉やその活動がわかりにくく、必要性や現状を知らないまま活動に関わったり、社協活動に対する理解が十分なされないまま活動に携わる等、推進していく上での課題も多く寄せられました。

《これからの取り組み》

区・自治会、民生児童委員や老人会など地域や住民のために活動している団体への啓発や懇談する場をつくり、社協や地域福祉への理解をはかると共に、福祉課題や地域の実情について話し合いを重ねたり、意識を高めるための研修を共同で開催するなど、福祉に対する意識や認識の共有化をはかるための取り組みを進めていきたいと考えています。地域との関係づくりや強化をはかり、小地域福祉活動の推進のための体制づくり、発展に努めていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
①区、自治会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の開催 ・各種養成講座研修会を共催で開催 ・広報並びに啓発活動の推進
②支部分会組織の基盤強化と意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・支部、分会単位での役員研修の開催 ・当事者問題などの啓発ならびに研修
③民生児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の開催

【基本計画の柱3】見守り活動の推進

《現 状》

近年「見守り活動」が、社会的な取り組みと位置づけられ、その体制づくりや活動が進められています。住民同士の関係が希薄化し、地域で孤立する人が増えてきている中で、特に高齢者や障害者はいろいろな不安を抱えており、日常生活や地域生活において支援を必要としています。突然の病気や事故にあったり、災害が起こったときには、避難所がわからなかったり、自力で避難ができなかったり、情報が伝わらず、取り残されてしまうのではという不安を抱えながら生活しています。

《これからの取り組み》

地域で孤立することなく、安心して生活ができるように、地域において要配慮者を把握し、住民同士の日常的な関係づくりを進めていくための見守り活動に取り組んでいきます。このような関係をさらに深めて、緊急時や災害時にも活かされるような体制づくりもあわせて検討していきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
①見守り活動推進に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動についての説明会の開催 ●モデル地域の選定と活動 ●推進組織（地域見守り隊）の設置、立ち上げ ●全地域での活動と評価 ●地域見守り隊員の養成 ●懇談会の実施 ●緊急時の支援体制づくり
②要配慮者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の把握方法の検討と実施 ●個人情報管理と扱い方についてのガイドラインの作成
③日常的な見守りの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい給食サービス事業の充実 ・ふれあいテレホンサービス事業の充実 ・声かけ、訪問活動の推進 ●見守り連絡会の開催
④災害時の互助体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の支援、連絡体制づくりの検討

●…新規事業

基本目標2 支えあいの心と担い手づくり

【基本計画の柱1】ボランティアの育成と確保

《現 状》

ボランティア活動は、地域社会や暮らしに貢献し、市民福祉や福祉意識を高め、福祉のまちづくりを進めるものです。しかし、ボランティア活動についての認識や理解は、地域や年齢などによって偏りがあります。ボランティア活動に興味のある人や参加したい人でも、どのように情報を収集し、参加すればよいかかわからないなど、ボランティア活動の参加促進をはかる上で、様々な問題点が指摘されています。

現在ボランティア活動をされている方々の中心は女性ですが、子どもたちの独り立ちや退職した世代の方々が多く活動されています。その一方で、若い世代の人たちのボランティアやグループに加入する人数が減少してきています。

《これからの取り組み》

より多くの市民がボランティア活動に関心を持ち、参加できるよう、ボランティア講座などを開催し、担い手の養成に力を入れていきます。また、若い世代や男性の方がボランティア活動を始めるきっかけになるような講座を開催し、様々な形で啓発を行っていきます。

市内には大学もあり、若い世代のボランティアの取り込みや団塊の世代を対象にした男性ボランティアの養成をはかり、ボランティア活動の活性化につなげていきます。

また、ボランティアの継続した活動を推進するためのプログラムづくりやフォローアップにも力を入れていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① ボランティア活動の広報と啓発	・ 多様な広報媒体の活用
② ボランティア活動のきっかけづくり	・ ボランティアグループと連携しての講座の開催 ◎ 大学と連携したボランティア事業の推進 ・ 男性を対象にしたボランティア養成講座の開催
③ 活動先の受け皿づくり	・ ボランティアグループへの加入促進に向けた取り組み ・ 個人ボランティア活躍の場の充実

◎…新規事業

【基本計画の柱2】 ボランティア活動基盤の整備とコーディネート機能の向上

《現 状》

日常生活や地域生活において、公的援助やサービスの提供では、対応できない福祉のニーズがあります。そうしたニーズがあっても、どこに相談したらよいか分からないというような意見が当事者や地域、ボランティアと様々な立場の方々から寄せられました。

いろいろなボランティア活動が取り込まれるなか、日常生活、地域生活におけるボランティア活動に対する課題やニーズも多様化していきます。それに対応するためにも、ニーズや課題を把握し、共有できるシステムづくりを進めるとともに、ボランティア活動を高めていかなければなりません。ニーズを把握することは、単に需給を調整し、ニーズに対応するためだけでなく、福祉課題を明確にし、新たな活動のプログラムなど、ボランティア活動の活性化、地域福祉の向上へつながっていきます。地域で本当に困っている方のニーズを見逃すことなく、ボランティア活動者へとつなげる仕組みづくりが望まれています。

《これからの取り組み》

複雑多様化するボランティアニーズや地域課題に対し、地域とボランティアが連携し、円滑に課題解決に向けて取り組めるよう、ニーズの把握に努め、ボランティア活動の活性化をはかるための体制や基盤づくりを進めます。また、各ボランティアグループがその枠を越えて情報・意見交換等を行える場づくりに努めます。

そして、これらのニーズと活動者をつなげるコーディネーター機能を高め、様々なニーズに対応できるように努めていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① ニーズ把握と地域課題の掘り起こし	・ ボランティアとの意見交換会の開催 ・ ボランティアニーズ把握ルートの確立
② コーディネート機能の充実	・ ボランティアコーディネーターの資質向上のための研修

基本目標2 支えあいの心と担い手づくり

【基本計画の柱3】福祉教育の推進

《現 状》

市内中学校の生徒を対象に、夏休みの期間を利用して、市内の障害者福祉施設、老人福祉施設、児童福祉施設に協力を得て、体験学習を実施しています。毎年多くの中学生が参加し、指導を受けながら福祉の現場で貴重な体験をしています。しかしながら、目的や主旨がなかなか理解しにくいところがあるようです。

また、市内各小中学校において、総合学習の時間を利用して、社協がバックアップする形で、独自の福祉教育を実施しています。各学校とも、積極的に事業を実施していますが、何を伝えるために実施しているのかを明確にしないまま実施しているのが現状です。このことを踏まえて、学校と各機関を通して目的・意識付けの統一をはかり、有効で有意義な学びの機会となるよう取り組んでいきたいと考えています。

《これからの取り組み》

将来を担う子どもたちに、福祉の大切さやその心を養い、これからの担い手として関心や意識を持って、様々な分野で活躍してもらえよう市内の教育機関と連携して進めていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① 験型福祉啓発事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設体験学習事業の内容の充実 ・福祉協力校事業の内容の充実

基本目標3 きずなのある関係づくり

【基本計画の柱1】当事者団体の活動と組織化の支援

《現 状》

当事者団体とその活動は、地域福祉を推進していく上で、重要な役割を担っています。日常生活や社会生活を送る上で同じような課題を抱える人や関心のある人が集い、課題や目的を共有し合いながら、仲間づくりや地域への啓発に取り組む等、地域貢献や福祉向上のために活動されています。

しかしながら、近年若い世代（20代～40代）の当事者の活動離れが進み、当事者団体

の活動に共感して参加する人が減っています。こうした状況に伴って、会員の高齢化も進み、団体の存続やこれからの活動に不安を抱えている団体が多くなってきています。

《これからの取り組み》

社会生活を送る上で、同じ課題や関心を持つ人たちが互いに集まり、活動している当事者団体の仲間づくりや組織化を支援するほか、活動の担い手づくり、地域に向けた啓発等の活動も支援していきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① 員の拡大、組織化の支援	・交流会など仲間づくりの活動の推進
② 当事者の自主的、主体的活動や地域に向けた取り組みの支援	・当事者団体による活動の支援 ・当事者団体活動助成金の交付

基本目標3 きずなのある関係づくり

【基本計画の柱2】 ボランティアグループ及びボランティア連絡協議会への支援、活動活性化に向けた取り組み

《現 状》

本会に登録するボランティアグループの多くで会員の高齢化が進み、役員など担い手が不足することを懸念し、将来的な活動が停滞したり、継続した活動ができないなどの課題が指摘されています。

また、ボランティア連絡協議会への加入率が低下するなど各ボランティアグループ同士のつながりが少なくなっています。

《これからの取り組み》

ボランティアグループ活動の推進や基盤強化を支援するために、助成金の交付等とともに、関係づくりや活動の活性化につながるようなボランティアセンターを目指して、役割を見直していきます。また、ボランティア連絡協議会の組織強化のために、研修会や交流会などを開催し、ボランティアやグループ同士の関係づくりと意識の高揚をはかり、本来の活動の幅を広げることに繋がっていきます。

ボランティア同士、グループ同士のつながりをつくり深めていくことは、ボランティア活動や市民福祉が発展していくためにも、また互いの活動を見つめ直し、高めていくという意味でもとても大切なことと考えています。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① ランティアグループの組織強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター機能(グループ支援)の充実 ・ボランティアグループ等活動助成金の交付 ・当事者団体とボランティアの関係づくりとその推進 ・ボランティアリーダー養成講座の充実
② ボランティア連絡協議会の組織強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとの交流会や情報交換のための交流会の開催 ・研修会の開催 ・ボランティア連絡協議会への助成金の交付

基本目標3 きずなのある関係づくり

【基本計画の柱3】社協と関係機関、団体との連携

《現 状》

地域では、様々な団体が、各々目的を持って活動しています。専門的に福祉課題や生活支援に携わる機関や団体もあり、今日の複雑多様化する課題に、各々の専門性や役割を活かし、連携して、総合的に取り組む体制づくりの必要性や期待感が高まっています。

現在、福祉施設と連携して設備や入所者に対する取り組みを地域の高齢者にも開放していただき、地域参加を促進する活動を進めています。地域の高齢者や施設の入所者には定着し、仲間づくりや心にゆとりをもたらすなど、実りある取り組みとなっています。

《これからの取り組み》

今後も社会福祉施設や機関、団体と連携して、各々の機能や役割を活かした福祉事業を進めていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① 社施設との協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもりの予防と仲間づくりの活動の推進

基本目標3 きずなのある関係づくり

【基本計画の柱4】福祉施設と地域との関係づくり

《現状》

以前は地域との接点があまりなく、福祉施設やその利用者は地域から孤立していましたが、社会福祉制度の改革が進められ、新たな理念のもと、地域や在宅における福祉サービスの充実化がはかられるようになりました。福祉施設が持つ専門性や知識、設備等を、地域や生活の中に活かし、地域との関係づくりをはかる取り組みが進められる等、施設の社会化が進められています。

《これからの取り組み》

福祉施設と地域との関係づくりを進めて、施設の社会化を進めていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① 祉施設と地域との関係強化	◎要支援内容の把握と関係づくり

◎…新規事業

基本目標3 きずなのある関係づくり

【基本計画の柱5】企業、大学等との関係づくり

《現状》

まちの清掃活動や研修会の開催、施設を開放する等、地域貢献に取り組む企業が全国的に多くなってきている中、地元の企業では、社協会員への加入や寄付行為等、運営面で支えていただいています。

また、大学については施設や設備を開放したり、持っている技術や知識など専門性を地域に還元したり、学生の地域参加を促したりするなど、特性を活かし、地域と連携して発展していく活動が進められています。

《これからの取り組み》

企業や大学などとの懇談や啓発活動を通して、関係づくりをはかって、民間の活力や知識を地域社会に還元、貢献していただけるような取り組みを検討していきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① 業との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各企業等への働きかけ ●社協だよりの配布
②大学との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●同志社大学、同志社女子大学との関係づくりの推進

●・・・新規事業

基本目標4 安定した生活づくり

【基本計画の柱1】市社協福祉サービス事業の充実

《現 状》

在宅での自立生活を援助するため、市社協では高齢者や障害者へのホームヘルパーの派遣や高齢者を対象としたデイサービス、ケアマネジャーによる訪問調査やケアプランの作成、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）に取り組んでいます。

《これからの取り組み》

在宅福祉を支援するサービスについて、各職員の意識や提供するサービスの質の向上をはかるとともに、社協の特性を活かして、利用者への見守りや心配りを徹底し、適切な対応と信頼ある関係づくりに努めます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① イサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のサービス内容の充実 ・職員の研修会の開催
②ホームヘルプサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業の充実 ・ヘルパーの研修会の開催 ・関係機関との連携の推進
② 宅介護支援センターの事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防事業の推進 ・職員の研修会の開催 ・関係機関との連携の推進
③ れあい福祉相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談体制の充実 ・相談委員の研修の開催 ・総合相談事業に関する講演会の開催
⑤福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員、生活支援員の研修会の開催 ・関係機関との連携体制の推進

●・・・新規事業

基本目標4 安定した生活づくり

【基本計画の柱2】各団体と連携した福祉活動の推進

〈現 状〉

日常生活や地域生活において公的支援や福祉サービスでは対応できない様々なニーズがあります。

こうしたニーズに少しでも応えられるように、本会をはじめ、ボランティアや当事者団体等が連携をはかり、新たな福祉活動を検討し、実践していくことが求められています。

〈これからの取り組み〉

当事者団体やボランティアグループなどと連携して、ニーズは高いが公的サービスでは対応が難しい福祉援助について、当事者団体やボランティアグループなどと連携して検討し、取り組みを進めていきます。

〈事業の柱と具体的な事業〉

事業の柱	具体的な事業
① 会参加、文化的な活動への支援 事業の推進	◎当事者団体と連携した福祉援助活動の推進 ・社会参加、地域参加促進のための環境づくりに向けた取り組み

◎・・・新規事業

基本目標5 福祉を進めるための基盤強化

【基本計画の柱1】財政の強化と充実

〈現 状〉

社協の財源は、社協会員として市民から納めていただく会費や団体・施設の会費、共同募金配分金や寄付等の自主財源と、行政からの地域福祉振興のための補助金や各種制度に基づく事業の委託費、そして、介護保険等の事業収入で構成されています。社協の活動は、営利を目的としておらず、自主財源や地域福祉のための補助金を活用して福祉活動の基盤づくりや市民生活の向上など、福祉のまちづくりをすすめるための取り組みを行っています。こうした活動をさらに推進し、多くの市民や地元企業の理解と共感を得て、自主財源の確保につなげていきたいと考えています。

《これからの取り組み》

自主財源の確保に向け、市民や地元企業への働きかけや共同募金活動の推進など必要な方策を講じていくとともに、事業の効率化や見直しなどを進めていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① 主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会員の加入促進 ・ボランティア基金の運用 ・共同募金会活動の推進 ◎地元企業への啓発
②公費、民間助成の確保と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関への助成の要望 ・民間助成の活用

◎…新規事業

基本目標5 福祉を進めるための基盤強化

【基本計画の柱2】わかりやすい広報・啓発活動の推進

《現 状》

社協だよりやインターネットを通して、本会の事業や活動を報告したり、ボランティアの募集、福祉活動への参加を呼びかけたり、相談事業の啓発に努める等、地域福祉の理解や活動への参加推進、情報提供等を通じて、市民生活の充実をはかっています。

しかし、啓発が不十分であるという指摘もあり、より多くの人にわかりやすく伝える工夫をすることが課題となっています。

《これからの取り組み》

社協活動や地域福祉への理解をはかるとともに、参加・協力していただけるようなわかりやすい啓発活動、取り組みを進めていきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
① 民向けの広報、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより、ホームページ等の内容の充実

基本目標5 福祉を進めるための基盤強化

【基本計画の柱3】組織・事務局体制の強化

《現 状》

本会の組織体制は、執行機関である理事会を中心に、議決機関である評議員会と業務の執行状況や財産の状況を監査する監事を配置し、運営しています。社協活動の範囲は幅広く、住民主体、住民参加の原則の下、効率かつ効果的な事業展開を進めていくために9つの専門委員会を設けて専門分野ごとに企画・運営をしています。

職員の体制は、常務理事以下、地域福祉を推進するふれあい福祉課とホームヘルプサービス、デイサービス、居宅介護等の在宅福祉サービス事業を担う在宅サービス課の2課制をとっています。

《これからの取り組み》

さらなる地域福祉活動を推進していくために、専門委員会や事務局体制、運営を強化していくとともに、意識の高揚をはかります。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
①社協組織の強化	・ 専門委員会の役割や機能の充実 ◎ 小地域福祉活動に関する専門委員会の設置
②役職員の資質向上と体制の強化	・ 専門性、意識、知識を高めるための研修会の開催 ・ サービス調整チーム会議の充実

◎・・・新規事業

基本目標5 福祉を進めるための基盤強化

【基本計画の柱4】市とのパートナーシップの構築

《現 状》

今日の複雑多様化する福祉課題に対応していくには、行政と民間が課題を認識し合い、各々の特徴や役割を活かし合い、補い合いながら共に取り組みを進めていかなければなりません。

京田辺市においては、平成 17 年度に社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を策定し、その中で、地域住民や社協、様々な団体との連携が強調されています。これまでも地域福祉やボランティア活動の基盤整備や補助金の交付等、地域福祉振興のため様々な形で支援を得ていますが、ハード面、ソフト面で、互いの利点を活かしながら各々の計画の遂行に取り組んでいきたいと考えます。

《これからの取り組み》

これまで通り、地域福祉推進のために様々な支援を継続してお願いしていきます。

今回、地域福祉活動計画を策定するために、様々な立場で市民の方々と懇談し、いろいろな意見を聞かせていただきました。その中で、民間の立場で取り組んでいくことが困難な事例もあり、市の施策として、検討し取り組んでいただきたいものを提言としてまとめています。

今後、地域福祉活動に関わる様々な事業や懇談会などで、市と連携して取り組むべき課題や、市に要望すべき事柄が出てきた場合は、市と協議したり、提言するといった形で、示していきます。

《事業の柱と具体的な事業》

事業の柱	具体的な事業
①市との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 市との懇談会の開催 地域福祉推進に対する取り組みの支援
② への提言	<ul style="list-style-type: none"> 市への提言

基本目標5 福祉を進めるための基盤強化

【基本計画の柱5】地域福祉活動計画の着実な実施

《これからの取り組み》

多くの住民の参加を得て策定した本計画を着実に実施するためには、こまめに進捗管理を行うことが不可欠です。そこで、本計画では市社協内部組織による進捗管理・評価と、広く関係機関、団体などの参加を得た地域福祉活動計画推進委員会による進捗管理・評価（第三者評価）という手法を取り入れることにしました（図表 2-2）。

まず、内部組織による進捗管理・評価は、理事会や企画委員会などといった市社協の常設組織が行うものです。これらの定例会の際に、関連事業に関して各担当部署および地域福祉活動推進委員会から進捗状況・評価を報告し、実績が伴わない場合は改善のための協議をするほか、必要に応じて事業の調整、見直しを行います。

後者の地域福祉活動推進委員会は平成 20 年度中に設置します。平成 21 年度からは年 2 回（適時）委員会を開催し、計画の各事業の進捗状況について事業担当者などから報告を受け、確認します。実績が伴わない場合は改善のための協議をするほか、必要に応じて事業の調整、見直しを行います。そして協議した内容を市社協内部の進捗管理・評価組織に

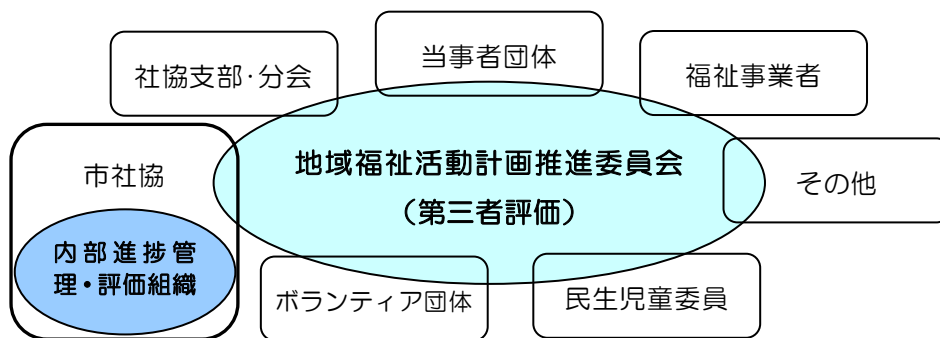
具申します。本計画実施期間（5 年間）の折り返し地点である平成 22 年度には、実績データ分析や聞き取り調査などを実施し、中間評価を行い、残り 2 年間の取り組みがさらに有意義なものになるよう目指します（図表 2-3）。

《事業の柱と具体的な事業》

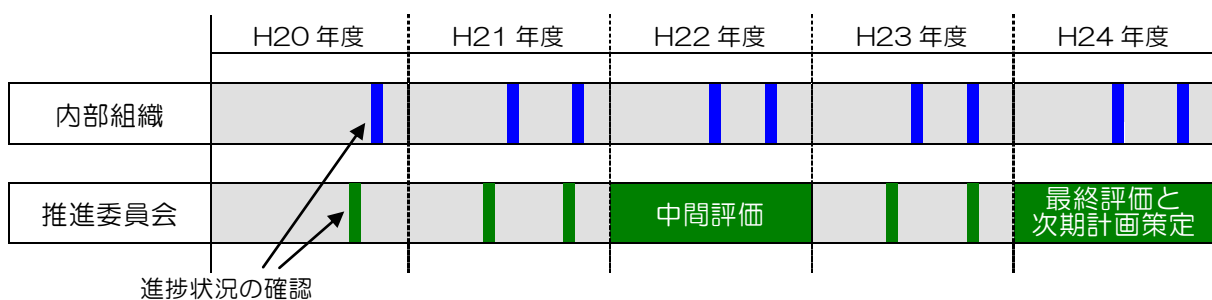
事業の柱	具体的な事業
①地域福祉活動計画の進捗状況の把握と評価	<ul style="list-style-type: none"> ●理事会、企画委員会等での定期的な活動状況の報告 ●地域福祉活動計画推進委員会の設置と進捗管理・評価の実施

●…新規事業

図表 2-2 市社協内部の進捗管理・評価組織と地域福祉活動計画推進委員会の関係



図表 2-3 内部組織および推進委員会による進捗管理・評価スケジュール



第3節 実施計画

1. 実施計画表の見方

<見開き 左ページ>

基本理念を実現していくための目標です。

【基本目標 1】 安心して暮らせる地域(まち)づくり

基本計画 の柱	実 施 計 画	
	事業の柱	具体的な事業
地域住民の 参加活動 の推	地域福祉活動の担い手づくり	地域ボランティア養成講座、研修事業の開催
	小地域福祉活動の担い手と充実	ふれあいサロン活動の開催
		小地域福祉活動助成金交付
		活動備品の整備・充実

基本理念・基本目標を実現していくための柱です。各柱に実施計画が続きます。

市社協が実施する具体的な事業を柱として整理しています。

市社協が実施を計画している具体的な事業です。

新規に取り組む事業には◎がついています。空欄は平成19年度以前から市社協が取り組み、発展させていく事業です。

<見開き 右ページ>

実 施 計 画						新規事業
計画実施の期間					役割が期待される団体・グループなど	
H20	H21	H22	H23	H24		
検討		実施			社協支部・分会、区・自治会、ボランティア	◎
継続					社協支部・分会、区・自治会、民生委員、地域住民	
継続					社協支部・分会	
継続						

各事業の進捗状況が分かるよう、年度ごとに「検討」「継続」「実施」を記したスケジュールです。

事業の実施に際して、期待される担い手を記しています。囲み線は、その中でも中心となる担い手を示しています。

第4節 重点事業

前節にて述べた実施計画の中から、最重要課題に対応する事業として、「小地域での見守り活動の仕組みづくり」、「男性ならびに若い世代のボランティアの育成・確保」、「ボランティア・コーディネート機能の充実」を選びました。これら3つの事業について重点的に取り組んでいきます。

重点事業1 小地域での見守りの仕組みづくり

(1) 目的

小地域(分会)の単位で、要配慮者に対する日常的な見守り活動を進めることによって、地域生活において孤立することなく、日常生活を安心して送ることができ、また、緊急時や災害時にも地域の住民同士が助け合い、適切に対応できることを目的としています。

(2) 主な活動内容

- ① 対象者の把握(広報や情報の収集、個人情報の管理)
- ② 定期的な状況の確認(訪問による声かけ、集いの開催など)
- ③ 必要に応じて、関係者および機関への連絡
- ④ 情報の交換(連絡会を実施し、要配慮者の情報の交換や対応などについて意見交換をはかる)
- ⑤ 緊急時、災害時における対応

(3) 役割分担について

- ① 社会福祉協議会
 - ・要配慮者の把握とその管理
 - ・関係者、団体への情報提供
 - ・緊急時における連絡や対応、必要な援助
 - ・見守り隊事業推進のための懇談会の実施(分会長、区・自治会、民生児童委員などを対象)
 - ・見守り活動、サロン活動などを推進するために必要な支援
 - ・担い手の確保
 - ・担い手の育成(研修などの実施)

② 見守り連絡会

- ・社協、民生児童委員、地域住民から寄せられた要配慮者情報の集約
- ・活動報告の集約
- ・活動における意見交換
- ・緊急時の対応に関する記録の集約
- ・担い手づくりとその支援
- ・見守り役の調整と連絡

③ 個人情報（名簿）の管理役

- ・個人情報（名簿）の管理
- ・緊急時の民生児童委員、区・自治会、社協への連絡と関係機関への通報
- ・サロン活動の参加者記録管理

④ 見守り役

- ・声かけや訪問、配食、サロン活動などの定期的な見守り活動を実施
- ・要配慮者の状況把握
- ・日常活動や緊急対応などの活動の報告
- ・緊急時の民生児童委員への連絡と関係機関への通報

⑤ 区・自治会

- ・個人情報管理担当者への情報提供
- ・緊急時、災害時における住民同士の支援体制づくりのための支援、協力
- ・見守りなどの福祉活動の体制、実践するための支援
- ・担い手づくりのための支援（分会長、福祉員などの推薦、研修会の開催等）
- ・懇談会への参加
- ・サロン活動など小地域福祉活動への協力

⑥ 民生児童委員

- ・民生児童委員活動において、必要と判断した要配慮者の情報提供
- ・個人情報管理者への情報連絡
- ・見守り役からの連絡による緊急時の対応
- ・緊急連絡先への連絡
- ・要配慮者からの相談対応ならびに必要な援助

(4) 対象者の把握方法について

① 地域福祉活動の中で把握していく

- ・ふれあいサロン活動や集会など様々な活動に参加する人に住所、氏名などを書いてもらい、保管する。

② カード（調査票）を作成し提出してもらう

- ・住所、氏名、年齢とともに緊急連絡先などを記入するカードを配布し、提出してもらう。

③ 各戸、調査活動をする

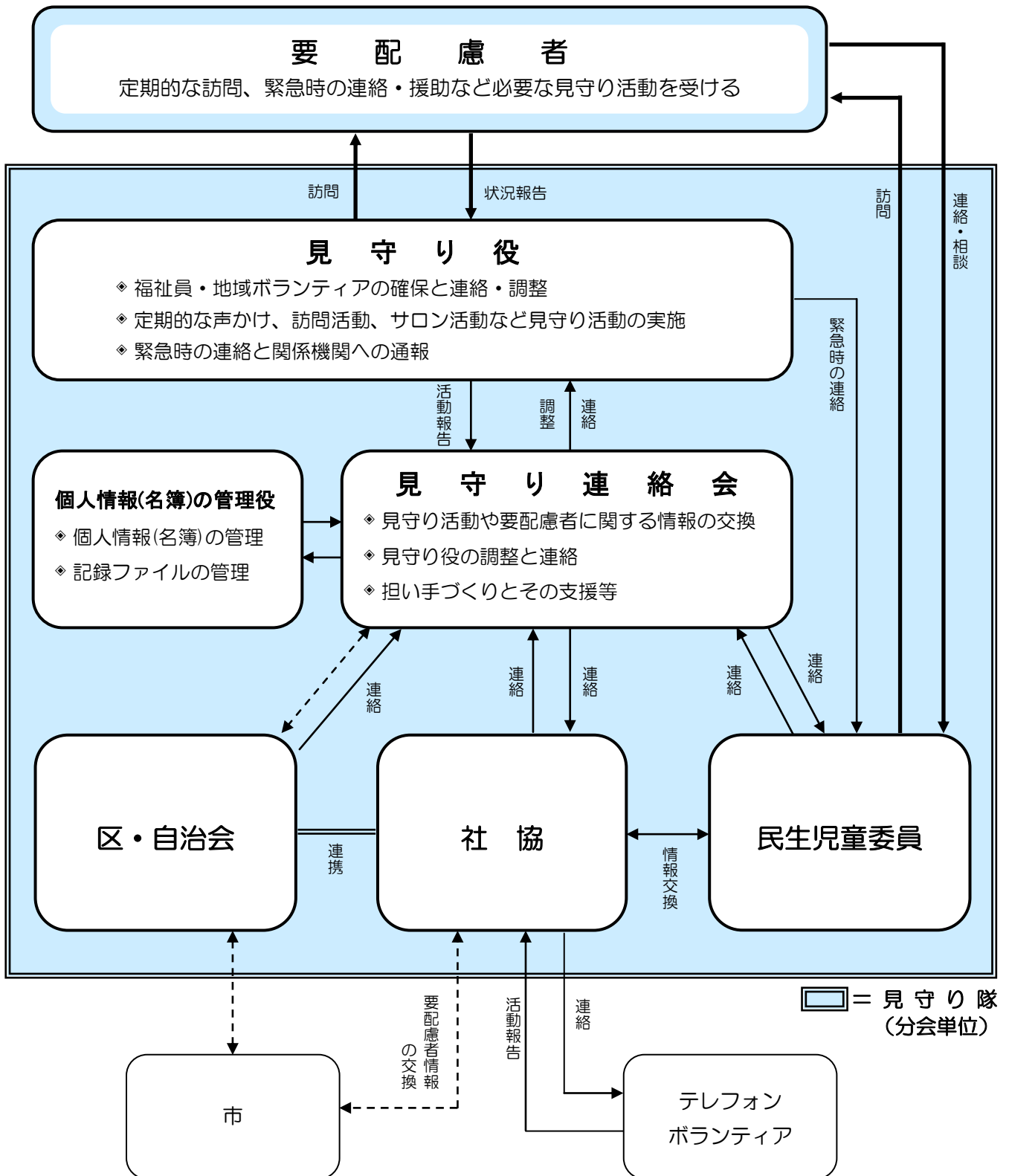
- ・各戸を社協関係者や自治会関係者、民生児童委員などで手分けして、住民の情報提供などの協力も得ながら聞き取り調査などをする。

(5) 個人情報の取り扱いについて

要配慮者の個人情報を把握することは、見守り活動を有効に進めていく上で、とても大切な取り組みです。

地域福祉の活動を通じて把握する個人情報については、対象者に対して利用目的等を明示し、同意を得た上で取得し、その目的以外に利用することがないように関係者で適切な取り扱い、徹底した管理を行います。

図表 2-4 見守り活動のネットワーク（イメージ図）



(← → は、現在検討されている災害時の支援・連絡体制を想定したものです。)

図表 2-5 見守り活動の進め方

1年目

- (1) 地域への説明会
- (2) 2～3地域程選定
- (3) モデル地域での懇談会開催
〔関係者のみでなく、区・自治会、民生児童委員、老人会、自主防災組織などが対象。進め方や推進体制などについて検討。〕
- (4) 推進組織（地域見守り隊）の立上げ
- (5) 調査方法についての検討
（訪問先＜対象者＞の選定、訪問調査活動についての検討）
- (6) 訪問活動
- (7) 名簿や台帳の作成
- (8) 個人情報管理方法について検討
- (9) 備品の整備（ジャンパー、名札等）
- (10) ボランティア講座の実施

2年目

- (1) 日常的な見守り活動の実施
- (2) 見守り連絡会の開催（年2回程度）
- (3) 緊急時連絡体制についての検討
- (4) 振り返りのための懇談会の実施（課題や反省点について整理）
- (5) 個人情報の扱い方、ガイドラインの作成
- (6) 災害時の支援・連絡体制の検討
- (7) ボランティア講座の開催
- (8) モデル地域以外への啓発

3年目以降

- (1) モデル地域は、そのまま継続して実施する
- (2) モデル地域で進めてきた活動を、各年度毎に3～5地域をめどに仕掛けの拡大をはかっていく
- (3) 見守り活動が定着するなど地域の状況を踏まえて、対象者の拡大もはかっていくなど幅広い見守り活動を目指していく

重点事業2 男性ならびに若い世代のボランティアの育成・確保

(1) 目的

男性や若い世代の方々を対象としてボランティア活動への参加促進をはかり、ボランティア活動の活性化に向けた取り組みを行うことで、ボランティア活動者の担い手不足や高齢化の解消をはかり、多様な依頼にも対応できる基盤を整えます。

(2) 取り組みについて

① 男性ボランティアの育成・確保

- 男性の関心が得られるような内容のボランティア講座を企画し、広報にも工夫を凝らしていきます。
- 男性が参加したいと感じるようなボランティア活動とはどのようなものか、様々な機会をとらえて情報収集し、男性のボランティア参加を促していきます。

② 学生ボランティアの育成・確保

- 市内の高校・大学と連携したボランティア活動を企画、開催していきます。実際のボランティア活動を知ってもらうとともに、学生という若さや行動力を活かした活動やきっかけづくり、情報提供なども進めていきます。

③ 比較的若い世代のボランティア育成・確保

- ボランティアグループと連携して、誰もが参加できるもの、入門の講座、グループの活動の中で養成してもらうなど、様々な形で取り込みがはかられるよう進めていきます。
- ボランティア情報を様々な形で発信し、そうした活動に共感するボランティアを発掘し、活動参加へとつなげていきます
- ボランティア活動をするうえでの不安を少しでも解消するため、ボランティア保険の情報などを積極的に提供していきます。

重点事業3 ボランティア・コーディネート機能の充実

(1) 目的

市民のニーズを把握し、ボランティアの活動へ円滑につなげます。また、情報提供など、きっかけづくりを進め、ボランティア活動への参加を促し、組織の強化等の活動の推進をはかります。これらの充実をはかることで、複雑多様化するニーズへの対応と適切な需給調整を行います。

(2) 取り組みについて

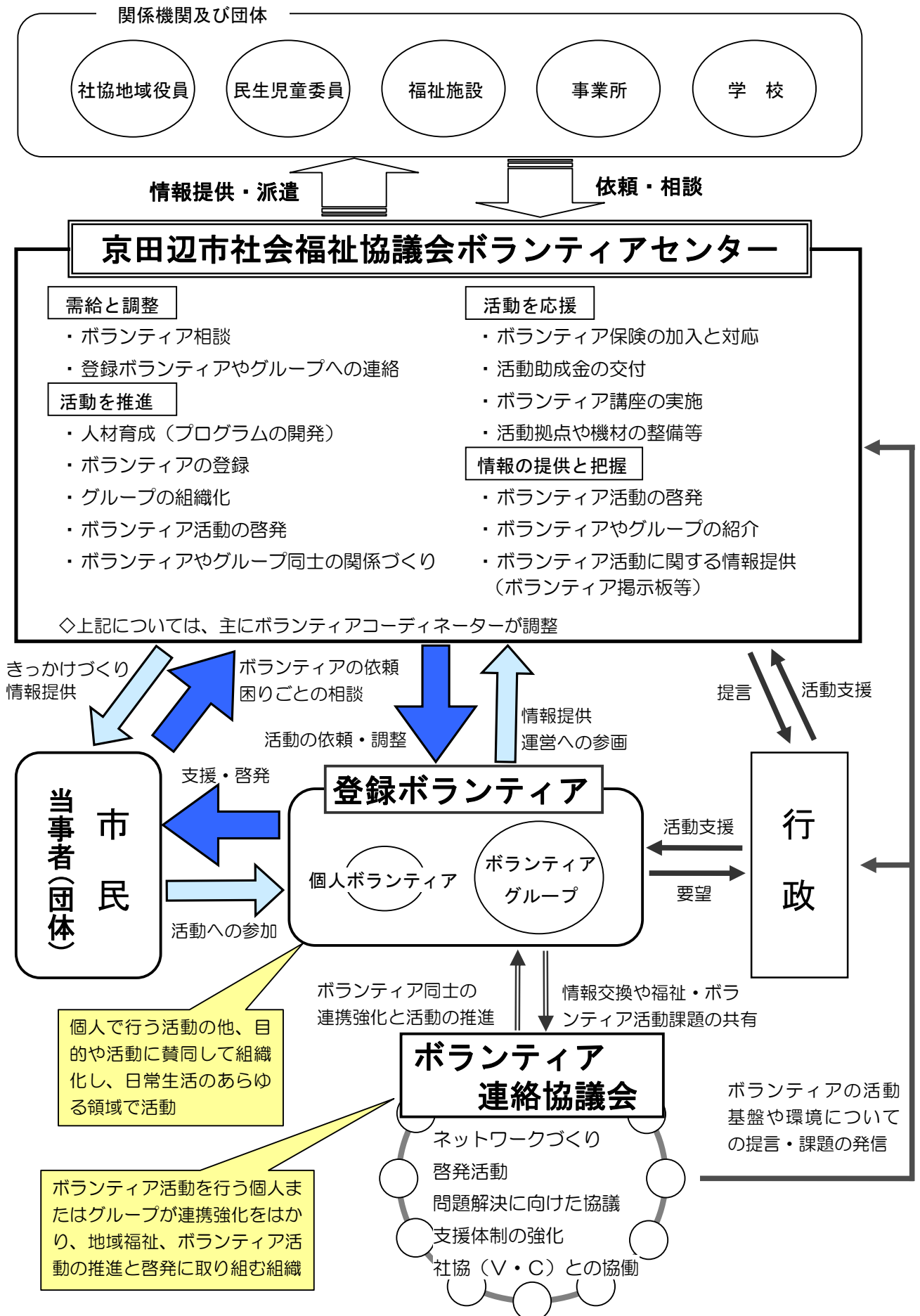
① ニーズの把握

- ・来所や電話による相談のみでなく、ホームページやイベントなど様々な機会を活用して、ニーズの把握に努めていきます。
- ・リーフレットなどを、民生児童委員や市内公共施設、福祉施設等に配布をし、ボランティアニーズがコーディネート窓口に届きやすくしていきます。

② 需給調整

- ・依頼のあった内容について、できる限り対応できる体制をつくれるよう、ボランティア団体や地域と連携した取り組みを進めていきます。
- ・個々のニーズに対応するため、ボランティアが個別に訪問するケースも増えてきており、その需給調整の体制づくりをボランティアやグループと検討していきます。

図表 2-6 ボランティアセンターの役割とコーディネート機能イメージ図



第3章

行政への提言

第1節 計画策定過程で得られた市民の声にもとづく京田辺市への提言

市は地域福祉の推進にあたり、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進、②地域における社会福祉事業の健全な発達、③地域福祉活動への住民の参加に関して方策をもって進めなければならないことが社会福祉法に規定されています。そのことを念頭に置いて、懇談会やワークショップなどで出された意見に基づき、本来行政が担当すべき課題、民間では対応できない生活課題を導き出し、提言としてまとめました。

1 まちのハード面の整備

- ① 旧村地域の交通の便を改善し、買い物や公共施設利用などのための外出手段を確保することが望まれています。
- ② 身体障害者の外出手段（道路環境や交通機関）を確保し、障害者がより社会参加していくための環境整備、ノーマライゼーションの推進が望まれています。
- ③ 道路環境などの変化を伴う開発を行う場合は、障害者の日常生活に不都合が生じないよう、計画段階で当事者団体の意見を聞くなどし、意見を反映させることが望まれています。
- ④ 子どもの遊び場（屋内外）の確保、整備が望まれています。
- ⑤ 子育て支援活動の増加などにともない、公的施設内におむつ交換台の整備が望まれています。

2 安定した暮らしの支援

- ① 障害者の就労支援として、在宅就労のための設備費補助、企業の理解促進などを進めることが望まれています。

3 福祉サービスの整備

- ① 相談しやすい窓口の工夫（身近な場所やピアカウンセラーなど）が望まれています。

- ② 障害者の地域生活支援に必要なサービスの整備、たとえばグループホームや居宅ヘルパー事業などの設置、増設や充実が課題となっており、障害者団体や民間の事業所などと協議をしながら取り組むことが望まれています。
- ③ 全盲の方に配慮し、各種公的機関から送付する封筒には識別可能な印をつけ、どこからの郵便物か分かるようにすることが望まれています。
- ④ 発達障害児を把握し、適切な支援を充実させることが望まれています。
- ⑤ 高齢者に対して、介護その他の福祉サービス利用に関する情報提供や相談などを通して利用援助を充実させることが望まれているほか、入所施設や高齢者住宅の充実も望まれています。
- ⑥ 緊急時も含め、24時間対応できるホームヘルプサービスの整備が望まれています。
- ⑦ 子育てと仕事を両立させるための子育て支援サービスや緊急一時保育などのサービスの充実が望まれています。

4 緊急時・災害時の対策

- ① 災害時、要配慮者の安否確認、避難補助などを確実にを行うため、市が把握している個人情報をもとに本人の同意を踏まえて関係事業者や地域住民に提供し、対応するためのシステムおよびマニュアルを構築するとともに、実際の災害に備えた訓練等を行うことが望まれています。
- ② 災害時、特に障害者に対して、各個人に確実に伝わるような様々な手段（例えば聴覚障害者にはメールなど音声以外の手段）を用いて情報提供を行うことが望まれています。
- ③ 災害時の避難所に手話通訳者を配置することが望まれています。

5 地域活動の環境整備

- ① 要配慮者に対する日常的な見守り活動を小地域で行うために必要な個人情報を本人の同意を踏まえて社協、区・自治会、民生児童委員、これから設置される「地域見守り隊」に提供し、積極的に協力していくことが望まれています。
- ② 地域間格差是正のために、南部地域にも住民センターなど多目的で利用できる活動拠点の整備が望まれています。
- ③ 地域活動を行う団体への財政的支援を引き続き行うことが望まれています。

資料1 地域福祉活動計画策定委員会の設置要綱

(目的及び設置)

第1条 京田辺市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定にあたり、幅広く意見を求め、活動計画を総合的かつ計画的に推進するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、活動計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査協議し、会長に具申する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

(委 員)

第4条 委員会に委員を置く。委員は、次に掲げる者のうちから市社協会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会地域役員
- (2) 社会福祉関係団体
- (3) 施設、保健、医療関係団体の代表
- (4) 社会福祉関係住民団体
- (5) 社会福祉行政機関
- (6) 学識経験者
- (7) その他、会長が適当と認める個人及び団体の代表

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員の任期は平成20年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役職によって委嘱された委員については、前項の規程にかかわらず、その役をとくものとする。

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長になる。

- 2 第1回委員会の会議の召集は、前項の規程にかかわらず、会長が行う。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 活動計画の円滑な策定、必要な資料の収集、調査及びその他の各種研究を行うため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、市社協ふれあい福祉課において処理をする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

資料2 地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期：平成 19 年 1 月～平成 20 年 3 月

(順不同、敬称略)

氏 名	選 出 団 体
委員長 井 岡 勉	学識経験者（同志社大学名誉教授）
加 藤 雅 美	京田辺市民生児童委員協議会
水 山 良 子	
和 田 正 勝	京田辺市老人クラブ連合会
玉 嶋 久 興	京田辺市身体障害者協会
次 田 典 子	京田辺市ボランティア連絡協議会
服 部 卯之輔	
上 村 義 忠	京田辺市市政協力員協議会（平成 19 年 5 月 24 日まで）
川 口 博	京田辺市市政協力員協議会（平成 19 年 5 月 25 日から）
副委員長 日 原 保	社会福祉施設（たなべ緑の風作業所施設長）
中 道 悦 子	介護保険サービス事業所連絡協議会
小 森 猛	京田辺市障害者生活支援センター
岡 本 茂 樹	大住第 1 支部
村 松 勉	大住第 2 支部
市 川 之 司	薪支部
安 岡 正 夫	田辺支部
藤 田 富 雄	河原支部
牧 内 澄 夫	草内支部
大 串 熙	三山木支部
中 西 益 夫	普賢寺支部
石 田 義 樹	京田辺市保健福祉部次長

アドバイザー：土 田 昭 一（京都府社会福祉協議会地域福祉・ボランティア振興課課長）

資料3 地域福祉活動計画策定作業部会 作業部員名簿

任期：平成19年1月～平成20年3月

(順不同、敬称略)

氏名	役職名
部会長 小田川 華子	花園大学社会福祉学部専任講師
策定委員 大串 熙	京田辺市社会福祉協議会評議員
齊藤 廉男	京田辺市社会福祉協議会評議員
服部 卯之輔	京田辺市ボランティア連絡協議会
次田 典子	京田辺市ボランティア連絡協議会 (平成19年4月3日まで)
中瀬 晃子	京田辺市ボランティア連絡協議会 (平成19年4月3日から)
足立 隆司	京都府社会福祉協議会地域福祉・ボランティア振興課
木下 敏巳	京田辺市保健福祉部社会福祉課課長
事務局 近藤 廣史	京田辺市社会福祉協議会常務理事・事務局長
加藤 誠	京田辺市社会福祉協議会事務局ふれあい福祉課
中林 洋亮	京田辺市社会福祉協議会事務局ふれあい福祉課
笹山 典孝	京田辺市社会福祉協議会事務局ふれあい福祉課

資料4 地域福祉活動計画策定委員会・作業部会の会議日程と内容一覧

日 程	主 な 内 容
第1回策定委員会 平成19年1月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定委員会の立ち上げ ○ 策定作業の進め方 ○ 作業部会の設置
第1回作業部会 平成19年3月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業部会の役割と運営についての説明、合意 ○ 地域福祉計画策定プロセス全体の流れと3~4月の課題についての説明 ○ 地域懇談会および当事者団体懇談会の実施要領案についての検討
第2回作業部会 平成19年4月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者団体・地域懇談会の実施要領(対象団体、日程、進め方)についての検討 ○ 懇談会で生活問題を把握する際に注目したいポイント(①暮らしの基盤、②制度的条件、③暮らしの支えあいの条件)についての説明 ○ 市の地域福祉計画についての意見交換
第3回作業部会 平成19年4月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者団体懇談会のフォーカス・グループ・ディスカッション(FGD)で用いる「鍵となる質問」の検討 ○ ボランティア・ワークショップの実施要領、テーマについての検討 ○ 地域懇談会で提示する地域の特性を概観するための資料イメージの検討
第4回作業部会 平成19年5月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者懇談会の進め方、問いかけについての最終調整 ○ 地域懇談会で提示する地域の特性を概観するための資料の検討(統計データおよび市の地域福祉計画のアンケート結果のグラフから) ○ 懇談会を行う当事者団体の活動内容の概要についての説明
第5回作業部会 平成19年5月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者団体懇談会のふり取り ○ 地域懇談会の進め方の検討
第6回作業部会 平成19年5月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府営団地での地域懇談会(6月6日)にむけ、進め方についての最終調整 ○ ボランティア・ワークショップ(2日間)のグループ分け、テーマの設定と各日の目標の検討

日 程	主 な 内 容
第 7 回作業部会 平成 19 年 6 月 13 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア・ワークショップ (2 日間) のグループ分け、テーマの設定と各日の目標の再検討 ○ 府営団地での地域懇談会のふり返りと、今後の地域懇談会にむけて工夫すべき点についての検討
第 8 回作業部会 平成 19 年 6 月 27 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回ボランティアワークショップのふり返りと、第 2 回ワークショップの進め方についての検討 ○ 普現寺支部の地域懇談会をふり返りと、今後の地域懇談会の進め方についての検討 ○ 市社協役員研修会 (グループディスカッション) の報告
第 9 回作業部会 平成 19 年 7 月 11 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア・ワークショップをふり返って、得られた成果と今後の課題についての検討 ○ 大住第 2 支部、三山木支部、薪分会のふり返り ○ 当事者団体、関係団体との懇談会で浮かび上がってきた課題の検討 ○ 地域分析についての説明 ○ 第 2 回策定委員会に向けての資料作成、発表の分担
第 10 回作業部会 平成 19 年 7 月 25 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 2 回策定委員会に提出する資料の確認 ○ 今後の進め方の検討
第 2 回策定委員会 平成 19 年 7 月 25 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業部会の活動報告 ○ 当事者・関係団体との懇談会の報告と意見交換 ○ 地域懇談会の中間報告と意見交換 ○ ボランティア・ワークショップの報告と意見交換 ○ 社協役員グループディスカッションのまとめの報告と意見交換
第 11 回作業部会 平成 19 年 8 月 22 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの懇談会、ワークショップ、作業部会、策定委員会から浮かび上がってきた今後の活動課題のリストから、重点課題 (重点事業) の選定
第 12 回作業部会 平成 19 年 9 月 12 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点課題に対応する活動計画の具体化に向けての作業部会の検討課題とスケジュール ○ 小地域での見守り活動について先進地の取り組みを資料から学ぶ <ul style="list-style-type: none"> ① 京都府社協が推進する高齢者見守り隊事業 ② 大阪府社協が推進する小地域ネットワーク活動 ③ 内閣府がまとめた災害時要援護者の避難対策に関する先進的・積極的な取組事例 ○ 京田辺市社協の従来の見守り関連事業を活かした今後の見守りの仕組み (案) の提案と検討

日 程	主 な 内 容
第 13 回作業部会 平成 19 年 9 月 26 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア・コーディネートに関する現在の問題点を整理するためのワークショップ (KJ 法) ○ 小地域での見守りの仕組み (修正案) の提案と検討 ○ 9 月に実施した地域懇談会のふりかえり
第 14 回作業部会 平成 19 年 10 月 10 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア・コーディネートに関するワークショップに基づく、今後取り組むべき具体的対策の検討 ○ 小地域での見守りの仕組み (修正案) の提案と検討 ○ 地域類型 (案) の提案と検討
第 15 回作業部会 平成 19 年 10 月 24 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア関連の課題整理と実施計画の柱 (案) の提案と検討 ○ 小地域での見守りの仕組み (修正案) の提案と検討 ○ 地域類型 (案) の提案と検討
第 16 回作業部会 平成 19 年 11 月 7 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一連の懇談会、ワークショップなどから浮き彫りになった課題の整理資料の検討 <ul style="list-style-type: none"> ① どのような生活しづらさがあるか ② どのような活動の課題があるのか ③ どのようなサービス提供課題があるのか ○ 地域類型 (修正案) の提案と検討 ○ 小地域での見守りの仕組み (修正案) の検討と原案の決定 ○ 小地域での見守りの仕組み (原案) について意見交換するための地域懇談会の検討 ○ 基本計画の形式の検討
第 3 回策定委員会 平成 19 年 11 月 28 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業部会の活動報告 ○ 懇談会等から浮き彫りになった課題の整理の提案と協議 ○ 地域分析、地域類型化 (案) の提案と協議 ○ 基本理念 (案) の提案と協議
第 17 回作業部会 平成 19 年 12 月 5 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小地域での見守りの仕組みづくりに関する地域懇談会の打ち合わせ ○ 小地域での見守りの仕組みづくり (案) の確認 ○ 現状把握の取り組みから浮かび上がった課題から導き出した基本計画の柱の検討 ○ 基本理念 (案) の検討
第 18 回作業部会 平成 19 年 12 月 12 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本目標、基本計画の柱、事業の柱の検討 ○ 小地域での見守りの仕組みづくりに関する地域懇談会のふり返り
第 4 回策定委員会 平成 19 年 12 月 19 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念、基本目標、基本計画の柱および事業 (案) の検討 ○ 小地域における見守り活動の仕組みの検討
第 19 回作業部会 平成 20 年 1 月 9 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念 (案) の再検討 ○ 基本計画の柱、事業の柱 (修正案) の検討

日 程	主 な 内 容
第 20 回作業部会 平成 20 年 1 月 23 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念 (案) の再検討 ○ 基本計画の柱、事業の柱 (修正案) の検討 ○ 行政への提言 (案) の説明
第 21 回作業部会 平成 20 年 1 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政への提言 (案) の検討 ○ 実施計画 (事業の柱、具体的な事業、時期) の検討 ○ 計画冊子および概要版の構成の検討
第 5 回策定委員会 平成 19 年 2 月 5 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念の検討 ○ 基本計画の柱～各具体的事業の実施期間の検討 ○ 行政への提言 (案) の検討 ○ 計画書、概要版の構成の提案
第 22 回作業部会 平成 20 年 2 月 18 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の各具体的事業実施にあたって役割を期待される団体等の検討 ○ 小地域での見守り活動の仕組みに関する資料の確認
第 23 回作業部会 平成 20 年 3 月 3 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点事業:「ボランティア活動の基盤整備とコーディネート機能の向上」の計画書での示し方の検討 ○ 重点事業:「男性および若い世代のボランティアの育成と確保」の計画書での示し方の検討 ○ 小地域での見守り活動の仕組みに関する資料の確認 ○ 計画の各具体的事業実施にあたって役割を期待される団体等の確認 ○ 行政への提言 (修正案) の確認 ○ 計画書の概要版 (案) の検討
第 6 回策定委員会 平成 20 年 3 月 6 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の各具体的事業実施にあたって役割を期待される団体等の検討 ○ 重点事業①「小地域での見守り活動の仕組み」の検討 ○ 重点事業②「男性ならびに若い世代のボランティアの育成と確保」の検討 ○ 重点事業③「ボランティア活動の基盤整備とコーディネート機能の向上」の検討 ○ 行政への提言 (修正案) の検討 ○ 計画書の概要版 (案) の検討 ○ 計画書の検討

京田辺市地域福祉活動計画

お互いさんの心で築く 人にやさしいまち 京田辺

—ともに生き 市民が主役 民間と行政と連携した 福祉の地域(まち)をめざして—

平成 20 年 (2008 年) 3 月発行

社会福祉法人 京田辺市社会福祉協議会

〒610-0332 京田辺市興戸犬伏 5 番地の 8
京田辺市立社会福祉センター内

TEL : 0774-62-2222

FAX : 0774-65-4962

E-mail : shakyo-kyotanabe@ceres.ocn.ne.jp